

## 漁場争論からみる近世・明治前期の博多湾内海漁業 ： 箱崎浦庄屋・大庄屋山崎家文書を中心に

梶嶋， 政司  
九州大学附属図書館記録資料館： 助教

<https://doi.org/10.15017/1960028>

---

出版情報：九州文化史研究所紀要. 61, pp.105-174, 2018-03-30. Manuscript Library, Historical Records Section, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

# 漁場争論からみる近世・明治前期の博多湾内海漁業

— 箱崎浦庄屋・大庄屋山崎家文書を中心に —

梶 嶋 政 司

はじめに

博多湾の内海漁場については、「寒中海底ノ冷氣強ク大洋より魚不入込十月頃より翌二月頃迄ハ渾テ網漁止業」と言われるように、冬場は外洋からの魚の回遊が減り網漁が出来ない上、「内海浅海」であることから「平常小漁事ノミ」という状況であった。<sup>(1)</sup>これは明治期の記録によるものであるが、こうした内海漁業の状況は近世以来のものであったと思われる。

本研究の問題関心は、常日頃は小漁事中心の漁業を行い、冬場には魚が少なくなる博多湾の内海漁場において、浦々はいかにして限られた水産資源を確保し、漁業従事者はどのような暮らしを立てていたか、というところにある。このような問題を考えていく最初の作業として、本稿では博多湾内海漁場の入会漁業に着目してみたい。入会漁業とは、海面を共同に利用収益するという意味であろうが、博多湾の内海漁場において、入会漁業がいかなる経緯で成立していったのか、近世から明治前期までを視野に、検討することを目的とする。その際、漁場争論を手がかりとして作業を進めていくことにする。漁場をめぐる浦と浦との争いの過程を詳細に追っていくことで、入会漁

場秩序の一端を明らかに出来るかと考えるからである。主に箱崎浦庄屋・大庄屋山崎家文書<sup>(2)</sup>を利用してゐる。

論を進めていくなかで、網や縄や釣などの漁法が度々出てくるため、最初に『福岡県漁業誌』<sup>(3)</sup>から、筑前地方の浦の網漁、長縄漁、釣漁その他の漁法を一覧表にしてみよう(表1)。これを見るだけでも、多様な漁法があつたことをうかがうことができる。

### 一、近世博多湾における内海漁業

#### (1) 内海漁場と箱崎浦

近世の博多湾内には、内海を漁場とする六つの浦々(奈多・箱崎・博多・福岡・伊崎・姪浜)が図1のように点在していた。このうち箱崎浦については、天明五年(一七八五)の書上によれば、竈数六九軒、人高は三六九人となっている。漁業は網漁が中心で、漁船三九艘のほか二艘の商船があつた。あざり貝、海藻類などを産し、牡蠣の育成も行われていた。<sup>(4)</sup>明治四年(一八七二)の人高は六五四人を数えており、一八世紀末から一九世紀後半にかけて箱崎浦では人数が倍増している。明治五年の

表1 『福岡県漁業誌』にみえる筑前国の漁法

|  |
|--|
| <p>(網漁)</p> <p>カナキ網、カナキ二艘引網、夜地引網、地引雑魚網、田作網、地引網、手繰網、鰯地引網、鰯沖引網、鯛網、<sup>コノシロ</sup>鯨引網、<sup>ボラ</sup>鯨曲網、<sup>サワラ</sup>鯨網、<sup>アゴ</sup>鯨流網、<sup>メバル</sup>鯨建網、<sup>シイラ</sup>鯨網、<sup>イカ</sup>烏賊曲網、<sup>サヨリ</sup>鱸網、<sup>カマス</sup>梭魚網、<sup>タナゴ</sup>鱖網、<sup>アジ</sup>鯷引網、<sup>スズキ</sup>鯉網、<sup>フナ</sup>建網、<sup>メバル</sup>鯨建網、<sup>シイラ</sup>鯨網、<sup>ホウライ</sup>帆立貝網、海鼠網、八駄風呂敷鯖網、八駄鯖網、大敷網、鮫大敷網</p> <p>(長縄漁)</p> <p>鯛長縄(於呂島)、<sup>エイ</sup>海鶴魚長縄、小鯛長縄(於呂島・姫島・大島海等)、<sup>フカ</sup>鯨長縄、アラアコ長縄(於呂島・姫島海等)、鯨長縄、トヲヘイ長縄、鯨・鯨挽縄</p> <p>(釣漁)</p> <p>烏賊釣、鯖釣、鯉挽緒、小釣、竿釣</p> <p>(その他)</p> <p><sup>タコ</sup>章魚漬<br/> <sup>サマワラ</sup>馬鮫魚銚、<sup>アワビ</sup>海鶴魚・鯨銚、石決明銚<br/>         石決明海女漁</p> |
|--|

出典 『福岡県史 近代資料編 農務省・漁業誌 附録絵馬』(福岡県、1982年)所収



図1 博多湾の浦々

『諸店御免札運上銀志荷振売市中振売運上銀書上控』を見ると、漁業以外にも雑穀・白土焼・竹小売・小売酒・質・豆腐作・髪結床・風呂場・魚店・魚問屋・野菜店などの諸商売があった。<sup>(5)</sup>

天保二年（一八三一）の立網持中の口上書によれば、箱崎浦では元々一軒の立網株<sup>(6)</sup>があったが、次第に分家をして網元の軒数が増えていること、小網持中が余計に網を増やして違法な操業を行い、その結果、立網持中は甚だ難儀をしていると述べられている。<sup>(7)</sup> 安永五年（一七七六）の立網持（網元）は一人とあること<sup>(8)</sup>から、箱崎浦では近世後期に網元の分家が進むと同時に、小網持による漁業が増えてきたと考えることができる。

立網に博多の底網が引つかかるといった、他の浦の網漁とのトラブルも天保期には起きていた。<sup>(9)</sup> 近世後期から幕末期の博多湾内海漁場では、限られた網代をめぐって浦々の漁師が競合して網漁を行っていたと考えられる。

こうした博多湾の内海漁業が古くから成立していたであろうことは、例えば天正四年（一五七六）の年紀をもつ言上書の写から推し量ることができる。<sup>(10)</sup> この言上書は、寛文九年（一六六九）の奈多浦との漁場争論の際に箱崎浦から提示されたものであるため、利用にあたっては一定の史料批判が必要と思われるが、近世初期の博多湾における漁業の様子を伝えるものとして貴重であろう。<sup>(11)</sup>

近世博多湾の内海漁業については、山崎文書のなかに幾つかの漁場争論に関する史料が残されている。表2は博多湾内海漁場における主な争論関係史料を一覧したものである。以下では、これらの争論を手がかりに、近世博多

表2 近世博多湾内海漁場をめぐる秩序形成

| No. | 時期                       | 表題  | 主体                  | 典拠                               |
|-----|--------------------------|---|---------------------|----------------------------------|
| 1   | 明暦元年(1655)<br>8月6日       | 奈多浦之内ニ慮外仕候<br>段御理り申上候詫状                           | 箱崎浦、奈多浦             | 『福岡県史近世資料編福岡<br>藩浦方(一)』p.254・255 |
| 2   | 寛文9年(1669)<br>8月22日      | 内海にて奈多浦網引不<br>申様御願申上ル事                            | 箱崎浦、奈多浦             | 『福岡県史近世資料編福岡<br>藩浦方(一)』p.259~261 |
| 3   | 元文5年(1740)<br>3月         | 御証文写  | 福岡、博多、箱崎、<br>姪浜、奈多  | 『福岡県史近世資料編福岡<br>藩浦方(一)』p.273・274 |
| 4   | 寛保2年(1742)<br>4月11日      | 当浦内海漁仕候分書上<br>申事                                  | 奈多浦                 | 『福岡県史近世資料編福岡<br>藩浦方(一)』p.280     |
| 5   | 安永4年(1775)<br>9月29日      | 柳町葛屋惣左衛門立網<br>漁御理り申書物之事                           | 柳町                  | 『福岡県史近世資料編福岡<br>藩浦方(一)』p.390・391 |
| 6   | 安永5年(1776)<br>11月~12月    | 乍恐箱崎浦甚三旅漁御<br>願申上ル口上之覚/箱<br>崎浦網持中申上ル口上<br>之覚/書物之事 | 箱崎浦(網持中・<br>旅網)     | 『福岡県史近世資料編福岡<br>藩浦方(一)』p.397~400 |
| 7   | 安永6年(1777)<br>正月         | 箱崎浦百性中〔乍恐〕<br>奉頼上口上之覚                             | 箱崎浦                 | 『福岡県史近世資料編福岡<br>藩浦方(一)』p.402~404 |
| 8   | 寛政6年(1794)<br>6月         | 奈多浦鯛・蛸貝之外漁<br>事不仕様箱崎浦口上之<br>覚案文                   | 箱崎浦                 | 『福岡県史近世資料編福岡<br>藩浦方(一)』p.496・497 |
| 9   | 寛政10年(1798)<br>6月        | 内海漁場入会につき仰<br>渡                                   | 姪浜、博多、箱崎            | 九大山崎文書7-29                       |
| 10  | 天保2年(1831)<br>11月        | 箱崎浦立網持中乍恐奉<br>申上口上覚                               | 箱崎浦(立網持中・<br>小網持中)  | 『福岡県史近世資料編福岡<br>藩浦方(一)』p.394~396 |
| 11  | 天保12年(1841)<br>5月        | 遊漁御達書控  | 伊崎浦                 | 九大山崎文書2-7                        |
| 12  | 天保13年(1842)<br>3月        | 伊崎浦源右衛門乍恐御<br>願申上候口上之覚                            | 伊崎浦                 | 福岡市博山崎文書23/九<br>大山崎文書7-18        |
| 13  | 天保13年(1842)<br>3月        | 右御取調之節姪浜浦よ<br>り上申ノ写                               | 姪浜浦                 | 九大山崎文書7-18                       |
| 14  | [天保13年(1842)]<br>寅11月14日 | 博多船改役末次與四郎<br>書簡                                  | 箱崎浦堅網持中、<br>博多津底網   | 福岡市博山崎文書66-2                     |
| 15  | 天保14年(1843)<br>6月3日      | 遊漁御達書控  | 伊崎浦                 | 九大山崎文書2-7                        |
| 16  | 天保期                      | 旧藩浦役所掛合状写   | 伊崎浦                 | 九大山崎文書7-13                       |
| 17  | 安政2年(1855)<br>8月         | 箱崎浦堅網持中乍恐奉<br>願上口上之覚                              | 箱崎浦堅網、博多<br>底網      | 九大山崎文書6-3                        |
| 18  | 安政5年(1858)<br>7月         | 御達書   | 箱崎浦堅網、姪浜<br>地引網     | 福岡市博山崎文書39                       |
| 19  | 慶応2年(1866)<br>3月         | 箱崎浦地曳網持中乍恐<br>御願申上ル口上之覚                           | 箱崎浦地引網、奈<br>多浦さより縄漁 | 福岡市博山崎文書49                       |

湾における内海入会漁業の成立の過程を見ていくことにしたい。

## (2) 奈多浦と箱崎浦

博多湾の内海漁場をめぐっては、近世前期から中後期にかけて箱崎浦と奈多浦との間で度々争論等が起こつてゐる(表2参照)。確認できる最初のものは明暦元年(一六五五)八月に箱崎浦から奈多浦へ提出された詫状である。「奈多浦之内ニ参り、奈多之衆見付被申候鰯を無理ニ網たて」とあるように、箱崎浦の鰯網船が奈多浦の漁場において強引に鰯漁をおこなつたことについて詫びを入れたものである。鰯漁をめぐる箱崎浦と奈多浦の争論は寛文九年(一六六九)八月にも発生している。

八月一六日、和白村の沿海に鰯が見えたので、箱崎浦の網船が沖から和白沿岸へ網を引いていたところ、奈多浦の者どもが一斉に船を出し、箱崎浦の網に入った鰯を追い出し、網をめぐらし鰯を奪い取つた。奈多浦の者はさらに、箱崎浦の七郎兵衛と正左衛門の網に強引に船を入れて鰯を奪い取つたり、孫兵衛と市郎右衛門が捕獲した鰯を大勢で掠め取るなどの狼藉を働いた。

これに対し箱崎浦は八月二二日付の口上書を提出する。提出された口上書によれば「内海之儀ハ何方ニても、箱崎・博多・福岡・姪浜、入乱ニ網を引申候、取置き箱崎浦之儀は、西風北風之時は当浦前ニて網引申事一切難成所ニて御座候間、先年よりおく和白尻・唐原尻ニて引來申候」とあり、内海では箱崎をはじめ、博多・福岡・姪浜の各浦々が入り交じつて網漁を行っていること、特に箱崎浦の場合、西風と北風の時節、沿海で網漁を行うことが困難なため、往年より和白村や唐原村の沿海で網漁を行つて來たと述べ、鰯漁をめぐり奈多浦との争いの場となつた和白村や唐原村沿海における箱崎浦の利益の正当性を主張している。そして、こゝした箱崎浦の権利については「博多・福岡・姪浜浦々之者共能存候」と、内海漁場を有する浦々の認めるところであることを強調している。

この口上書のねらいは、「奈多浦は網代外海ニ御座候へハ、内海ニテ網引申事前かとハ無御座候」とあるように、外海に漁場を有する奈多浦は以前は内海で網漁を行っていなかったことをふまえて、「前々のことく内海ニテ奈多浦之者共網引不申候様」と、奈多浦の内海漁業（網漁）禁止を願うことにあった。なお、明暦から寛文期は、福岡藩領の浦々の漁場で境界や入会の権利をめぐる争論が頻発していることが指摘され、この時期に福岡藩の浦々では近世的な漁場の権利関係が確立したと見られている。<sup>(12)</sup>

近世前期における奈多浦と箱崎浦の内海鰯漁をめぐる争論がどのように決着したかについては詳らかでないが、この争論から七一年後の元文五年（一七四〇）三月に福岡藩家老連署によって出された仰渡を見てみると、その第一条に「内海大嶽・境戸崎より内、前格之通入相二漁可仕候事」とあり、内海漁場については先例通り福岡、博多、箱崎、姪浜、奈多の五浦の入会であることが、領主権力によって確認されている。この仰渡は福岡、博多、箱崎、姪浜、奈多の五浦宛となっており、福岡・博多・箱崎・姪浜とともに宛処に明記された奈多浦についても、このとき内海漁業が認められていたことがわかる。幕府の境論裁定規定が成文化される元文期に、福岡藩において博多湾の内海漁場の入会について領主権力の確認がなされていることは注目できる。<sup>(13)</sup>

元文五年仰渡の翌々年、寛保二年（一七四二）三月に奈多浦が御浦方役所へ提出した証文では、内海では鰯とたこ貝以外の漁をしないことを約束している。つまり、奈多浦の内海漁業とは、鰯漁とたこ漁に限って認められていたのであった。<sup>(15)</sup>

このように、一八世紀前半には内海漁場の秩序が形成されてきたと見る事ができるが、そのことが新たな争論の契機となった。次の史料は安永六年（一七七七）正月に箱崎浦から浦奉行へ出された口上書の一節である。<sup>(16)</sup>

（前略）去ル未ノ正月廿三日、なた浦よりせいこ漁致候二付、早束当浦之者共参候て、何分之儀ニテ内海漁致候哉、取上ケ魚不残相渡候様申候処、なた浦彦八より当浦頭取七右衛門え申候ハ、尤之儀ニ御座候へ共、余りか

ち大クいわしと存参候処せいこにて有之候、已後ハ鰯之外何漁ニても致させ不申候間、此節ハ上揚候儀故、幸貴様被参候ニ付、少ニてもせいこくれ候様、彦八段々<sup>(通カ)</sup>ヲ分ケ被申候ニ付、七右衛門より相談ニ加り、已後決て漁事不致候様申談、取上候せいこ高之内半分程彦八方へ遣シ、相残分当浦へ請取来り候、然所又々当月十五日、内海ニてなた浦之者せいこ漁致(後略)

これによれば、安永四年正月と安永六年正月、奈多浦の者がせいこ漁を行っている。内海における奈多浦の者によるせいこ漁は、鰯漁とたこ貝漁以外の漁をしないという寛保二年の奈多浦の証文に反する行為であることは明らかであるが、このときの奈多浦の言い分は、鰯の大群だと思つて捕獲したところ、鰯ではなくせいこ(鱸の幼魚)であつた、というものであつた。

これに対して箱崎浦がとつた対応は、安永四年正月の場合、奈多浦が捕獲したせいこを両浦で折半したているが、安永六年正月の場合では、「せいこ代錢」を箱崎浦へ渡すことを奈多浦へ要求している。内海漁場で鰯以外の魚を奈多浦が捕獲した際に箱崎浦が「魚代錢」を要求する正当性について、この史料からその論拠を読み取ることは難しいが、ここでは、内海における奈多浦の鰯漁以外の漁業が、箱崎浦にとつて「当浦渡世ニ相障」るものであつたと認識されていたことを指摘しておきたい。

さらに寛政六年(一七九四)には、「当春奈多浦漁人、向浜ニて鰯漁仕候」と、奈多浦の者による、鰯漁(鰯の若魚)が行われている。向浜は志賀島村の枝郷であり、箱崎浦からは内海を隔てた海の向こうに位置しているが(図1参照)、「居浦下ハ遠干ニて諸漁無御座、向浜を第一重之漁場ニ仕、仮成ニ渡世取続来居申」とあるように、眼前が遠浅の海である箱崎浦にとつて、向浜は最も重要な漁場であつた。それゆえに、「奈多浦より已来内海ニて右漁ニ仕候様御座候てハ、同所ハ向浜催寄方角之事故、至て漁場之自由宜敷、其上大浦之義ニて漁人も大勢、漁道具等も多ク御座候間、内海ニ廻込候鰯・鱒同浦より一同ニ取上候てハ(中略)当浦年分之漁事自然と薄ク相成候てハ、追



年次第二衰微仕、先々渡世取続難渋」と述べている。つまり、今後、奈多浦の者が多人数で十分な漁具を用いて、最寄りの向浜において自在に鰈漁を行うとなると、内海漁場に回遊してきた鰈や鱈は一網打尽となり、箱崎浦の漁業が衰退していくことが懸念されている。そこで「先例之通鰈・たこ貝之外奈多浦より於内海ニ漁事不仕様」と、奈多浦の内海漁業は鰈漁と蛸貝漁以外認めないよう歎願している。<sup>(18)</sup>

慶応二年（一八六六）にも、奈多浦の内海漁業が問題となっている。同年三月、箱崎浦の地曳網持中は、奈多浦のさより縄漁<sup>(19)</sup>禁止を願う口上書を提出した。この口上書によれば、「奈多浦より右漁事（さより縄漁…引用者注）仕候二付（中略）去春御浦御役所より同浦漁事御差留被仰付置候段ハ奉承知候処、当春二至又々出漁仕」とあるように、奈多浦の者が、一度差し止められたさより網漁を再び内海漁場において行っていた状況が判明する。さより縄漁は「両三年新規差発り候」新しい漁業であったが、「近年さより縄漁流行二付、地曳網漁ニ相障、渡世必至と相立不申」と、奈多浦のさより縄漁によって、箱崎浦の地曳網漁が支障を来していることがうかがえる。

この歎願をうけた両糟屋宗像御郡御役所では、「寛保年中、鰈・たこ貝漁之外致不申段、奈多浦より申出」の先例をふまえ、「以後鰈・たこ貝漁之外は猥ニ致問敷旨」ことを奈多浦へ通達した。

### (3) 箱崎浦と姪浜浦

内海漁業をめぐるのは、箱崎浦と姪浜浦との間でも漁場の入会が問題となっている。次の史料は寛政一〇年（一七九八）六月に浦奉行が姪浜、博多、箱崎へ宛てた仰渡である。<sup>(20)</sup>

姪ノ浜

博多

箱崎

内海漁場之儀ニ付、博多・姪浜及争論候、元文五年申三月、御家老中より御渡被置候御証文ニ、大嶽・境戸崎より内、前格之通入相ニ漁可致と御文段有之候、其趣は他之抱ニて漁致来候条、違乱無之ため右御証文相渡被置たる事ニ候条、猶又此節古来より入相ニ致来候漁場之儀、重畳遂詮議候様、博多浦人ハ居所替り候迄ニて、箱崎同様之漁場ニ候得ハ、博多漁人共得勝手を申立及争論ニ候段不埒之至ニ候、此已後愛宕山下より西ノ方え、其博多・箱崎之漁人地引漁ニ罷越間敷候

致来候漁場之義ハ左之通ニ候、尤沖之漁は何方迄も入相ニ候事

一北は境戸崎より内東ノ方、南は室見川より東之方、箱崎・博多入相ニ漁可致候事

一境戸崎より西小嶽下迄、姪ノ浜・博多・箱崎入相ニ漁可致候事

一室見川東より荒戸御山下迄は、姪ノ浜・箱崎入相漁可致候事

右之趣数馬・隼人殿え相伺、依御下知相達候条、後年違乱仕間鋪者也

寛政十年午六月

永田清十郎

古野忠右衛門

本文の冒頭部分から、内海漁場をめぐる博多の漁業従事者が姪浜浦との間で争論を起こしていたことがうかがえるが、傍線部①によれば、箱崎と同じ漁場を持つ博多の漁業従事者が、我が儘を主張して姪浜浦との間で争論に及ぶことは不届きなことであり、以後は愛宕山の下から西側において博多および箱崎浦の者が地引網漁をすることが禁止された。その上で傍線部②では、北は境戸崎より東側、南は室見川の東側についての沿海は箱崎と博多の入会漁場として、同③では、境戸崎より西側、小嶽までの沿海は姪浜と博多・箱崎の入会漁場、同④では、室見川から東側、荒戸山までにかけての沿海は姪浜と箱崎の入会漁場と定められ、同⑤では、内海漁場の沖合は漁業従事者

の誰もが操業できる入会漁場であることが確認された(図1参照)。

ところが安政五年(一八五八)には、「近年箱崎浦漁人共、姪浜地方近く堅網致漁業候歟ニて、姪浜地引網漁事ニ相障、姪浜浦漁人共致難洪趣ニ付」とあるように、姪浜浦の沿岸近くにおいて箱崎浦の者が堅網漁を行い、その結果、姪浜浦の地引網<sup>(21)</sup>に支障を来し、人々が難儀している。

同年七月の浦奉行より箱崎・姪浜両浦への通達では、箱崎浦の者が堅網漁を行った漁場は、「箱崎漁人共よりは他浦網代之義」すなわち姪浜浦の網代であるため、「同所地引網掛り之海上は堅網漁業致遠慮」と、建網漁を差し控えるよう指示している。また、「地引網外より沖手ハ御証文通、浦々入合無差支漁事可致候(中略)堺之儀は先年被相渡候御証文通聊違乱無之様堅相守可申事」とあって、沖合が浦々の入会漁場であることと、沿海の入会漁場の境界については寛政一〇年(一七九八)六月の仰渡が先例とされていることが確認できる<sup>(22)</sup>。

以上、二節にわたって箱崎浦と奈多浦、箱崎浦と姪浜浦との内海漁業をめぐる漁場争論の過程と、その結果確認された内海漁場の秩序についてみてきた。何れも漁業を生業とする浦と浦との争論であったが、博多湾の内海漁場では、「遊漁」の問題も起こっていた。

その一例を示しておこう。博多柳町の町人蔦屋惣右衛門は安永四年(一七七五)九月二七日に、箱崎浦の網代において堅網漁を行ったが、それが浦方に見つかり堅網を取り上げられてしまった。この一件に際して、柳町年寄藤治が箱崎浦庄屋定六へ渡した詫状によると、「惣左衛門方詮儀仕候処、船遊ニ参候間、立網致持参、漁事仕候」とあって、船遊びに出かけた惣左衛門が、網を持参して漁を行っていたのである<sup>(23)</sup>。この件は柳町の年寄役が箱崎浦庄屋へ詫状を出すことで決着しているが、この事例からわかるように、浦人が「漁事」を行う網代での「遊漁」は規制の対象であった。

#### (4) 伊崎浦と遊漁

近世博多湾内の内海漁場では、姪浜、福岡、博多、箱崎、奈多の各浦々が慣行的に入会漁を行っていた。そこで、しばしば漁場争論が発生していたことは既述の通りである。入会網漁がさかんな博多湾内の浦々のなかにあつて、これから見ていく伊崎浦は、二代藩主黒田忠之の代に下関伊崎浦の漁師が定住した新しい浦であり、<sup>(24)</sup>当初は網漁の漁場を持たない釣漁のみが認められた浦であつた。<sup>(25)</sup>

伊崎浦では、天保一三年（一八四二）三月に源右衛門なる人物が、以前に一族の千太が発起したが頓挫した地引網を再興したいと願ひ出た。<sup>(26)</sup>この願ひ出をめぐつては、隣接する姪浜浦より、「此度源右衛門、小網ヲ以波戸鼻より後浜迄入合漁仕候テモ、網代場手狭ニ相成、当浦漁業指支大勢之漁人甚難渋仕候得共、千太網再興之儀ニ付、兎哉角可申様無御座候、前段之通波戸鼻より後浜迄入合之外、古来より御宜被為仰付置候当浦之網代場へ入込不申候様」と、姪浜浦としては網代が手狭となり漁業が差し支える懸念を示しているが、結局、波戸鼻から後浜までの入会を認めている。網代をめぐる隣接の姪浜浦との調整をへたうえて、翌四月に伊崎浦源右衛門による地引網の再興は聞き届けられた。

源右衛門による地引網の網代については、「内海入合之網代ハ元文中御証文相渡居申、尚又寛文<sup>(27)</sup>十年博多・姪浜及争論候節相致才判有之通、北ハ大岳・境戸崎迄、南ハ室見川東より荒戸御山下迄ニ候」とあるように、元文五年と寛政一〇年の内海入会漁場を定めた証文に拠つて極められていることが確認できる。この事例からは、少なくとも天保期に、伊崎浦において、釣漁のほか地引網漁が許可され行われていたことがわかる。

このように伊崎浦では、釣漁だけでなく網漁についても許可を得た上で行われていた訳であるが、天保期には、藩士による漁業が新たな問題となつている。城下町福岡に接する博多湾内海漁場では、特に伊崎浦において藩士による遊漁が認められていたが、そのことが浦々の漁業に影響を与えていたのである。次の史料は、表紙に「天保十

四年卯六月 遊漁御達書控」とあり、内海漁場の遊漁に関する興味深い史料であるため、長文を厭わず引用してみよう。<sup>(27)</sup>

A

大目付え

御家中ヲ初遊漁船之内長繩・立網漁事いたし候輩近年類ニ相増、数多之漁船致沖出、玄海・唐泊・西浦・野北、右浦々抱海え長繩等はへ込、漁場を争ひ毎度かさつ不法之儀も有之、漁人共及難洪候段相達候、運上銀相納漁事致候儀は、宝曆年ニも相達候通、渡世同然ニいたし候義は有之間敷儀ニ候、依之以来御家中を初、末々共ニ右体遊漁致候節、浦々漁事之妨ニ不相成様重疊可相心得候、就中土官之輩えは大沖ニ乗出候儀は心得も可有之事ニ候、若又此已後漁場等相争ひかさつ不法之次第も於有之は其名元浦人共より承届、浦方役所え申出答ニ候、其心得可有之事

(天保一二)  
丑五月

B

右之通去々丑年被相達置候処、近年又々沖出多相成、且内海ニても諸漁ニ相障候業いたし候向も有之哉ニ相聞、其上功者之旅漁人を遊漁之面々高給を以雇入、彼是漁人共別て及難洪候段相達候、近來心得方被相達置候処、間もなく猥りニ相成候段は不行届次第ニ候、依之猶又此れ度及再達候条、已後嚴重相守、浦々漁事之妨ニ不相成様重疊可相心得候、尤遊漁人之面々、巧者之旅漁人を雇入候義不可然儀ニ付、已来急度被差留候、其心得可仕候事

右之趣可被相達候

右御書付相渡

浦方請持より

C

御家中を初遊漁船近年類ニ相増候由、右ハ伊崎浦え致運上候儀ニ付、内海限之作法□候処、外海ニも乗出、立網・長繩はへ込漁場ヲ争ひ、毎度かさつ不法之儀有之、浦々漁人共難相立段追々相願候ニ付、先役より

相伺置候処、右伺之趣は御許容不被仰付、然ル処御詮儀之上別紙之通、遊漁之面々心得方御再達ニ相成候条、其旨相心得以後自然右御達ニ相背、浦々漁業之妨ニ相成向等有之候ハ、相對不及爭論二名元承り置可申出候、此旨相心得候様重疊可致才判候事

魚住三郎八

六月三日

新町浦大庄屋

石橋与次兵え

新宮浦大庄屋

平四郎え

伊崎

箱崎

姪浜

玄界

唐泊

西浦

野北

右七ヶ浦え可被相達置候

便宜的にA、Cの記号を付した。まず天保一二年五月に大目付へ宛てられたAの文書(写)について見ている。ここでは、近年、長縄漁や立網漁を行う藩士が多くなっていることが指摘されている。そして、特に外海の玄界、

漁場争論からみる近世・明治前期の博多湾内海漁業

唐泊、西浦、野北各浦々の長縄漁の漁場で無礼無法な行爲が見られ、漁師が難渋している。そのことを重く見た藩当局は、今後、藩士は遊漁の際に浦々の漁業の妨げとならないように注意している。傍線部では、伊崎浦へ運上銀を納めて行かう漁は、「渡世同前」、つまり生業同様にしてはならないと明記している。このことは、裏を返せば、生業同前の漁を行う藩士が少なからずいたことの証左と言えるのではなからうか。

宝暦期の達について確認しておくと、「遊漁之儀ハ勝手次第第二候、此以後渡世向ニいたし候儀ハ急度相止可申」とある。ここでは、遊漁は思うままに行うことができるが、今後は漁を生業とすることは禁止されている。藩士の遊漁が、浦々の漁師の生業を脅かすことが厳しく規制されていると考えることができる。藩士の遊

近世後期の博多湾内海漁場では、浦々の漁師の生業を脅かす存在として、藩士の遊漁問題が顕在化している様子がうかがえる。

Bは、先に見たAの達の二年後にあたる天保一四年に出された、藩士の内海外海の漁に関する達である。ここでは傍線部に「功者之旅漁人を遊漁之面々高給を以雇入」とあることが目を引く。つまり、遊漁のため伊崎浦に運上銀を納めた者が、領外の熟練した漁師を高い給与で雇い入れているというのである。当然、遊漁の者が領外の熟練漁師を雇い入れることは禁じられた。

Cを見てみよう。これによれば、伊崎浦へ運上を納める遊漁は、内海漁場に限ったものであり、海外の浦々の網代において、立網を立てたり長縄を流すことは無礼無法なことであることが再確認されている。そして、今後これに違反して浦々の漁業の邪魔をする者がいた場合は、当事者同士で言い争わずに相手の名前を申し出るよう、内海と外海の七ヶ浦へ通達がなされている。

以上、博多湾の内海漁場における、藩士の遊漁問題をみてきた。それでは、実際にどのような藩士が遊漁を行っていたのであろうか、その実例について見ていこう。

大田良八方ヨリ網之儀御城代頭へ引合ニ相成居申候、いまた否不相聞候、然ルニ諸士遊漁ニ長繩・建網・釣漁共ニ役所ヨリ免札相渡り居申候得共、是ハ伊崎浦より先年依頼、遊漁之面々より運上銭、同浦へ受取義ニ相成、同浦ノ漁場而已ニ免しニ相成居申候、右之免札ニテ他浦ノ漁場ニテ遊漁ハ不相成事ニ候、殊ニ太田氏ハ右之免札も受居不申候へハ、旁漁ハ不相成候、此節同人より伊崎へ免札之儀相談有之旨ニ候得共、役所ヨリハ安くハ渡申間敷候、たとひ免札渡候共箱崎漁場ニテハ堅ク不相成候条、(中略)同人ニ不限遊漁之面々同浦(箱崎浦：引用者注)ニテ漁有之ハ差留可申、尤釣漁・投網等ハ別儀之事ニ候(後略)

この史料は浦役所から新宮浦大庄屋と箱崎浦庄屋へ宛てて出された文書を明治期に写したものである。<sup>(29)</sup>年未詳であるが宛先の大庄屋名から判断して天保期と思われる。

冒頭の大田良八は『天保分限帳』によれば城代組に属し、七石三人扶持を給されていた小録の藩士である。大田はこのとき、未だ遊漁の免許は得ていない。

この文書からは、藩士の遊漁免許の手続きなどを知ることができる。まず藩士が遊漁する場合、遊漁者が伊崎浦へ運上銭を納め、浦役所から免札が交付される。許可される遊漁の種類には釣漁のほか、長縄や建網があった。遊漁の区域は伊崎浦の漁場に限り、他の浦々の漁場での遊漁は禁じられていた。伊崎浦の漁場とは、前出の源右衛門による地引網再興の際に明記されたように、元文五年と寛政一〇年の内海入会漁場を定めた証文に拠った漁場と考えることができる。

最後に船手の遊漁についても簡単に見ておきたい。浦方の諸事をまとめた『浦役所定・同奉行法則』に収録されている享和三年(一八〇三)一〇月八日の記事によれば、「船方ニテ遊漁いたし候者、釣漁ハ運上銀上納ニ不及、且又船手頭ハ父子共ニ運上銀相納候様御建」とある。これによれば、船手頭父子を除く船手に所属する藩士については、伊崎浦へ運上銀を納めることなく内海漁場で釣漁を行うことができた。<sup>(30)</sup>



福岡藩の船手は、船手頭が支配し、中船頭・小船頭・無礼船頭・御櫓・梶取・船付・加子に至るまで、人数は八〇〇人ほど居たとされる。約一六〇艘の船を所有していた（荒戸、御米船は残島と宮浦<sup>(3)</sup>）。博多湾内の内海漁場では、船手による釣漁も多かつたと推測される。

これまで、箱崎浦を中心に、奈多浦や姪浜浦との漁場争論、伊崎浦の遊漁問題について見てきた。近世博多湾の内海漁場では明暦から寛文期に箱崎浦と奈多浦との間で鯛をめぐる漁場争論があった。これは福岡藩領の浦々において境界や入会の争論が頻発して、その結果近世的な漁場の権利関係が確立したとみられる事と軌を一にしている。

博多湾の内海漁場を福岡、博多、箱崎、姪浜、奈多の五ヶ浦の入会とすることを確認した元文五年（一七四〇）の家老中の仰渡は、この仰渡がそれ以後の漁場争論を裁定する際の先例となっているという意味において、寛保二年（一七四二）の証文とともに、博多湾入会漁場の確立の画期と言える。

箱崎浦と姪浜浦との漁場争論に端を発し、寛政一〇年（一七九八）年に浦奉行から姪浜、博多、箱崎へ宛てられた仰渡は、姪浜浦と博多・箱崎浦との入会が確認された点で第二の画期と言える。博多湾の内海漁場では、元文期と寛政期に領主権力による浦々の入会の確認がなされることで内海の漁場秩序が形成されたとみることができる。

藩の船方が置かれた荒戸に近い伊崎浦は、二代藩主黒田忠之の代に下関伊崎浦の漁師が定住した新しい浦であり、当初は網漁の漁場を持たない釣漁のみが認められた浦であったが、天保期には地引網の再興が認められている。特に伊崎浦では藩士の遊漁が認められていたが、同じ天保期には長縄漁や立網漁を不法に行う藩士が現れており、藩士の遊漁が浦々の漁師の生業を脅かす存在となっていた。

## 二、明治前期の漁場争論

### (1) 明治前期における内海漁場の画定

明治八年（一八七五）から翌九年にかけて明治政府によって敷かれた海面借区制は、漁業における伝統的な漁場の利用に大きな混乱をもたらすことになった。<sup>(32)</sup>

博多湾の内海漁場をめぐることは、明治九年（一八七六）年九月に、第十四大区十六小区姪浜村漁代惣代西島平次郎ほか二名が、大三大区一小区箱崎村漁人惣代藤野貞次ほか二名との間で約定を交わしている。次の史料はその本文である。<sup>(33)</sup>

一 当浦漁場東ハ室見川限、西ハ長トリ山、今津・姪浜境限、右地方都テ八丁除之外、沖合一統入会漁定場取結せ候上ハ、後年違乱無之漁業相守可申候事

一 残島村岳崎より当村長トリ山、今津、姪浜見通シハ、毎年十月ヨリ五月迄、建網遠慮可有之候事

一 室見川東ヨリ荒戸山下迄、姪浜、博多、箱崎入会漁業仕候事

一 向濱境戸崎ヨリ西ハ小岳下迄ハ姪浜、博多、箱崎、志賀入合漁業仕候事

第一条では姪浜浦の漁場を東は室見川、西は長トリ山までの沿岸から八丁（約八七〇メートル）までとして、その沖合は入会漁場とすること。第二条では能古島の岳崎から姪浜村長トリ山・今津・姪浜が見通せる範囲は一〇月から翌年五月まで建網漁は控えること。第三条では室見川より東側は荒戸山の下辺りまでは、姪浜・博多・箱崎の入会とする。第四条では、境戸崎から西側は小岳の下迄まで、姪浜・博多・箱崎・志賀島の入会とすることが約束されている。

この約定の第四条をうけて、翌明治一〇年五月には、姪浜村、志賀島村、箱崎村、博多津が、海面面積およそ一

表3 明治前期における博多湾内海漁場をめぐる請願

| No. | 時期               | 表題         | 主体                   | 典拠           |
|-----|------------------|------------|----------------------|--------------|
| 1   | 明治9年(1876)9月     | 約定書写       | 姪浜村、箱崎村              | 九大山崎文書7-13   |
| 2   | 明治10年(1877)5月    | 漁場拝借願      | 姪浜村                  | 九大山崎文書7-1    |
| 3   | 明治10年(1877)9月30日 | 海面区画之義ニ付歎願 | 箱崎浦・姪浜浦、伊崎浦          | 九大山崎文書7-36   |
| 4   | 明治11年(1878)4月    | 海面拝借願ニ付約定書 | 伊崎浦                  | 九大山崎文書7-18   |
| 5   | 明治12年(1879)2月18日 | 海面漁業之儀ニ付伺  | 須崎浦町・須崎土手町(福岡区外五町戸長) | 九大山崎文書7-17   |
| 6   | 明治12年(1879)3月    | 海面漁事之儀ニ付願  | 箱崎浦                  | 九大山崎文書7-12   |
| 7   | 明治12年(1879)8月18日 | 漁場之儀ニ付伺    | 伊崎浦                  | 九大山崎文書7-18   |
| 8   | 明治13年(1880)3月13日 | 漁場之儀ニ付具状   | 須崎町(福岡区鍛冶町外五ヶ所戸長)    | 九大山崎文書7-17   |
| 9   | 明治13年(1880)4月    | 海面漁事之儀ニ付再願 | 箱崎浦                  | 九大山崎文書7-16   |
| 10  | 明治14年(1881)2月    | 漁事之儀ニ付願    | 箱崎浦                  | 九大山崎文書7-14   |
| 11  | 明治15年(1882)2月    | 結約書        | 福岡須崎町・土手町・裏町と箱崎浦     | 九大山崎文書7-19   |
| 12  | 明治15年(1882)3月    | 漁場海面之儀ニ付伺  | 箱崎浦                  | 福岡市博近代分山崎文書1 |
| 13  | 明治15年(1882)4月4日  | 海面漁場之義ニ付伺  | 箱崎浦                  | 九大山崎7-29     |
| 14  | 明治15年(1882)5月31日 | 海面漁事ニ付願    | 箱崎浦                  | 九大山崎7-4      |

五六反の漁場拝借願を福岡県に提出し、「入合漁営業」のため納税することを約している。<sup>(34)</sup>

内海漁場の拝借願にあたっては「漁事接近之浦々従来之区域ニ抛り互ニ熟儀仕」とあるように、博多湾内海の隣接する浦々との間で協議が行われていたが、その協議のなかで伊崎浦は、「現今網漁ハ不仕、総テ釣漁計営業之処、此度御改正ニ付テハ後來網漁致度趣」と、現在行われている釣漁だけでなく、将来的には伊崎浦において網漁を行いたいと願っている。この請願をうけた箱崎浦漁人惣代と姪浜漁人惣代は、伊崎浦と交渉をすすめたが、地引網一張だけを許可するという箱崎・姪浜の提案

は、伊崎浦には受け入れられなかった。<sup>(35)</sup>

事者間での協議をさらに進めた結果、明治十一年（一八七八）四月に伊崎浦から箱崎と博多へ渡された「海面拝借願ニ付約定書」では、伊崎浦は内海の各浦沿岸より八丁を除外した沖合を釣漁の漁場とすることに決着した。但し、この約定には「細魚縄之儀ハ、各浦網漁ニ妨害無之様、漁事可致候、就テハ各浦ヨリ網繰込ニ相成候節ハ譬え細魚網ハエ込居候トモ直ニ繰揚ケ可申候」との但し書きが付けられており、釣漁だけでなく、細魚縄漁についても、他浦の網漁の妨げとならない範囲で行うことが伊崎浦に認められている。<sup>(36)</sup>

伊崎浦ではこうした経過を経て、明治十二年八月に福岡県へ、旧来からの漁場（北八大岳ヨリ境戸崎、南八室見川東ヨリ荒戸御山下迄）の「漁場之儀ニ付伺」を提出した。<sup>(37)</sup>

## （2）福岡洲崎町の釣漁（長縄漁）をめぐる

明治十二年二月以降、洲崎浦町・須崎土手町両町を管轄する福岡区外鍛冶町外五町戸長と、箱崎村漁業人惣代との間で、釣漁が度々問題となっている。

福岡区外鍛冶町外五町戸長が福岡区々長へ提出した「海面漁業之儀ニ付伺」によれば、那珂川河口左岸に位置する須崎浦町と須崎土手町の者は、これまで免許を受けて内海漁場で釣漁を行って来たが、「箱崎浦持場箱崎浦持場石堂川須口ヨリ那珂郡境戸浦直径区画内ニ付漁業差止旨談判ニ及候」とあるところから、石堂川河口と境戸浦（境戸崎カ）を結んだ線の東側の箱崎浦漁場での漁業を今後停止する様、話し合いが持たれていることがわかる。<sup>(38)</sup>そして、この翌月には、箱崎浦漁業人惣代から福岡県へ、「福岡間漁場無之釣漁免許之者工長縄ノ釣漁致不申様」との請願が出された。<sup>(39)</sup>

この争論は、翌明治十三年以降も展開していく。次の史料は、明治十三年三月一三日付にて福岡区外鍛冶町外五

町戸長が福岡区区长へ提出したとされる「漁場之儀ニ付具状」である。<sup>(40)</sup> 洲崎浦町・須崎土手町の者による釣漁の由緒と、彼らが置かれている現在の窮状が述べられている。

(前略)須崎町之儀ハ彼封建世襲ノトキニ当テハ、旧藩黒田氏ノ船手組ニシテ、祖先以来公務ノ暇、家業熟練之為メ、且簿録ナレハ到底一家経営ノ途ヲ難相立、旁公然漁等相差許レ、当時之ヲ号シテ御免漁ト相唱候由、然ルニ明治元戊辰ノ年ニ当リ万機御更正ニ付、旧藩主黒田氏ニ於テモ、其常職タル長崎開港場定番ノ儀解職相成リシニ、付テハ因ヨリ船手組多人ノ人数モ無用之儀ニ付、蒸氣乗艦之者ヲ除クノ外ハ十二九ハ其職ヲ解ナリ(中略)常職ヲ解ケハ其権限ナキモノトセハ、宜シク明治戊辰ノ中ニ於テスベシ、尔今十三ケ年ノ星霜ヲ経ルモ彼箱崎浦ニ於テ黙許セシナレハ、断シテ慣行持場ト云フモ決テ不可トセンヤ(後略)

これによれば、須崎町の者は旧藩時代には船手組に属し、勤めの暇に、家業である船の漕ぎ方の練達の為と、家計の足しとするために、公然と漁をすることが許可され、それを「御免漁」と呼んでいた。ところが、明治維新後、長崎警備の軍役も解かれ、船手組の多くが無用となり、蒸気船の船員以外は船手を解職された。船手の職を解かれ、「御免用」の権利を失うのであれば、解職の時に権利も失われるはずであるが、その後も箱崎浦で漁を黙認してきた訳であるから、慣行の漁場と言うことが出来ると主張している。慣行という言葉を用いて権利の主張をしている点は、明治十一年一月二〇付の福岡県布達の趣旨をふまえたものと考えられる。<sup>(41)</sup>

一九世紀初頭の絵図には須崎浦町、須崎土手町に「御かこやしき」<sup>(42)</sup>が描かれており、藩の船手に属する加子が集住していたと考えることができる。全てが旧船手組の由緒を持つ者であるかは不明であるが、明治一三年当時、須崎浦町、須崎土手町には五〇名程の漁業従事者がいたとされる。<sup>(43)</sup>

以上のような洲崎浦町・須崎土手町側の主張に対し、対立する箱崎浦はいかなる反論を展開したであろうか。明治一三年四月に箱崎村漁業人惣代から福岡県に提出された「海面漁事之儀ニ付再願」によれば、洲崎浦町・須崎土

手町の者が近年タコ縄やサヨリ縄の長縄を縦横に流して、箱崎浦の網代を妨害していることを指摘した上で、次のように述べている。<sup>(44)</sup>

(前略) 福岡洲崎町外二ヶ町エハ從來浦分ノ名称無之、竿釣等ノ遊漁致セシモ、長縄等ノ漁事慣行決シテ無御座候、然ルニ旧藩船手組ニ釣漁明証在之ト御認ニ相成シハ、若ヤ最前伊崎浦ニ居住シ船札ニ対スル議務ヲナシ漁事相管候事モアリシ者ナランカト考合仕候得共、右等ハ伊崎浦ノ慣行ニシテ居所ヲ転スル上ハ人々慣行アリシモ、住所ニ慣行無之事ニ付、随テ消滅スルハ無論之義ト存候(中略)海面漁事ノ如キ慣行ハ必ス其土地ニ拠ル者ト奉存候(中略)小釣漁之外長縄漁ノ義ハ他人漁場ニテ結約モナク営業不致候様御諭達ヲ仰付、尚漁場海面区堺紊乱不致様御宰判奉願候也

洲崎浦町と須崎土手町は浦の名称がない。竿釣などの遊漁はしていたとしても、長縄漁などの慣行は決して無い。旧藩の船手組以来の御免漁は伊崎浦のものではないかと考えられるが、それは伊崎浦の慣行であり、伊崎浦から他所へ転居した人については慣行は消滅する。海面漁事の慣行は土地に付随したものである、と主張し、両町の由緒とそれを根拠とする慣行の論理を否定した。その上で、両町が結約もなく箱崎浦の漁場での小釣以外の長縄漁を行うことを禁止することを願ひ出た。

これに対する福岡県の回答は、「書面洲崎町外二町魚漁営業者ニ於テハ從來釣魚ノ慣行有之義ニ付、願之趣難及詮義事」というものであった。福岡県としては、竿釣りであっても釣漁であるという理由から、洲崎浦町と須崎土手町の釣漁(長縄漁)の慣行を認め、箱崎浦の願いを却下しているのである。<sup>(45)</sup>

箱崎浦の漁人惣代はその後も、箱崎浦の漁場における洲崎浦町と須崎土手町の釣漁(長縄漁)の禁止を県に訴えるが、箱崎浦の再三の請願に対して県は、「福岡区洲崎町外三ヶ町人民ニ於テハ從來釣漁スルノ慣行アル海面ニ於テ釣漁営業ノ義ト心得ヘシ」(明治一五年四月一九日)と、洲崎浦町と須崎土手町の釣漁(長縄漁)を認め、「書面願

之趣福岡旧船手組共へ及説諭置候間、尚ホ双方熟議之上營業可致候事」(明治一五年六月二八日)と、説諭はするが、双方でよくよく相談した上で漁を行うよう回答した。

箱崎浦の漁場における福岡須崎町の者による長縄漁の問題が最終的にどのように解決したのかについては不明であるが、明治一五年二月頃には、福岡須崎町と箱崎浦との間で「漁業慣行ニ基キ、以降營業上双方ニ妨害為無之」の「結約書」が、五か年間の履行年限付で策定されていたようである。<sup>(46)</sup>

## おわりに

本稿では、はじめに述べた問題関心をふまえ、近世から明治前期の博多湾内海漁場の争論を出来るだけ詳しく見ていくことを目的に論を進めてきた。以下では、これまで述べてきたことをまとめておきたい。

浅海のため寒中には海底の温度が下がり、外海からの魚の回遊が少ない博多内海漁場では、日頃から小漁事が漁業の中心であり、冬場は網漁の操業を停止することもあった。こうした自然環境の博多湾では浦々の入会漁業が発達していた。

内海漁場では、明暦から寛文期に箱崎浦と奈多浦との間で鯛をめぐる漁場争論が見られたが、これは福岡藩領の他の浦々において境界や入会の争論が頻発して、その結果近世的な漁場の権利関係が確立したとみられる事と軌を一にしている。

内海漁場が福岡、博多、箱崎、姪浜、奈多の五ヶ浦の入会であることを領主権力が確認・成文化した元文五年(一七四〇)の仰渡は、これがそれ以後の内海漁場の争論を裁定する際の先例となっているという意味において、寛保二年(一七四二)の証文とともに、内海の入会漁場確立の画期と言える。福岡藩におけるこのような動向の背景に

は、元文二年に成立をみた幕府の山野河海への境論裁定規定の影響を考慮しておく必要があると思われるが、この点については本稿では指摘にとどまっている。

寛政一〇年（一七九八）年の浦奉行から姪浜、博多、箱崎へ宛てられた仰渡は、「此節古来より入相二致来候漁場之儀、重畳遂詮議」とあり、慣行を調査した上で内海漁場の入会を成文化したものであった。これによって内海漁場における姪浜浦と博多・箱崎浦との入会が画定された。

内海漁場では各浦の入会が、領主権力による確認と明文化によって画定され、先例となっていたが、伊崎浦はのような例外もあった。この浦は当初は釣漁しか認められていなかったが、天保期に地引網の再興が認められている。また、特に藩士の遊漁も公認されていたが、天保期には長縄漁や立網漁を不法に行う藩士によって内海漁場の浦々の漁師の生業が脅かされる。内海漁場では城下荒戸にあった藩の船手の者による釣漁も行われていたと考えられる。

明治八年（一八七五）から翌九年にかけて明治政府によって敷かれた海面借区制は漁業における伝統的な漁場の利用に大きな混乱をもたらしたが、博多湾内海では、漁場海面拝借願の過程で隣接する浦々との協議が進む。

こうしたなか、福岡須崎町の釣漁（長縄漁）が箱崎浦の網代に入り込むことが問題となっていた。須崎町側が旧藩以来の御免漁を根拠に箱崎浦の網代での釣漁（長縄漁）を主張するのに対して、箱崎浦は、洲崎浦町と須崎土手町の由緒とそれを根拠とする長縄漁の慣行の論理を否定した。この問題に関して福岡県が下した判断は、洲崎浦町と須崎土手町の釣漁（長縄漁）の慣行を認めるもので、これ以降当事者による相談の上、解決が模索されてゆく。



註

- (1) 「海面漁事之事ニ付願」(山崎文書七一―一二)。
- (2) 山崎家は近世後期から幕末期にかけて、箱崎浦の浦庄屋および浦大庄屋を勤めた。山崎家文書については、戦後昭和二七年に文部省庶民史料調査(調査者玉泉大梁)が山崎正典宅を調査している。このとき調査されたものは、現在、九州大学記録資料館九州文化史資料部門に所蔵されている。昭和四五年には山崎万里子氏より当時の福岡市立歴史資料館へ寄贈され、今日、福岡市博物館が所蔵している。このほか九州大学記録資料館法制史料部門にも山崎家文書伝来の史料群が所蔵されている。
- (3) 『福岡県漁業誌』(『福岡県史 近代資料編 農務誌・漁業誌』福岡県、一九八二年)。
- (4) 『箱崎浦次第書上帳』『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』四〇七・四〇八頁。
- (5) 山崎文書三一―二五(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (6) 『福岡県漁業誌』(『福岡県史 近代資料編 農務誌・漁業誌』福岡県、一九八二年)によれば、立網(建網)漁は、漁船一艘に網六〇反を積み、三人乗りで、日没後に出漁し、沖合あるいは海浜の水深一六・一七尋(約二五メートル)以内の海底に岩場のある場所などに網を張り、翌未明に網を手繰り揚げるものであった。
- (7) 『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』三九四―三九六頁。
- (8) 『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』三九一―三九三頁。
- (9) 福岡市博物館所蔵山崎文書六六一―二「写」。
- (10) 『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』二五一―二五四頁。
- (11) 高田茂廣「近世前期の浦と海運」『福岡県史 通史編福岡藩(一)』八五五頁。
- (12) 高田茂廣「近世前期の浦と海運」『福岡県史 通史編福岡藩(一)』八五〇頁。
- (13) 丹羽邦男「近世における山野川海の所有・支配と明治の変革」(『日本の社会史 第2巻 境界領域と交通』岩波書店、一九八七年)一八二・一八三頁。
- (14) たこ貝とは、縄に結んだ貝殻を鎮めて、そこに入ったタコをとる漁法のこと。

- (15) 『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』二八〇頁。
- (16) 『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』(福岡県、一九九八年)四〇二～四〇四頁。
- (17) 『文政三年統風土記御調子ニ附調子書上帳』『筑前町村書上帳』文献出版、一九九二年。
- (18) 『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』四九六～四九七頁。
- (19) 『福岡県漁業誌』によれば、さよりの漁法は網漁であり(表1参照)、縄漁については特に記されていないが、幕末期に内海漁場でさより縄漁が行われていたと考えておきたい。
- (20) 『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』一三二頁。
- (21) 『福岡県漁業誌』よれば、地引網は季節は問われないが夏至から大雪の頃まで、海浜の水深六・七尋(およそ一〇メートル)以内、平砂の海底で行われた。漁船二艘に網一条を積み、各一〇人が乗り込み昼間に出漁した。
- (22) 福岡市博物館所蔵山崎文書三九〔御建書〕。
- (23) 『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』三九〇・三九一頁。
- (24) 『福岡県史 近世資料編 福岡藩御用帳(一)』(福岡県、一九八八年)六二頁。
- (25) 高田茂廣「近世前期の浦と海運」『福岡県史 通史編福岡藩(一)』八四七頁。なお、『筑豊沿海志』では伊崎浦について、「旧藩中、御用浦に指定せられたるを以て、何れの浦にも出漁を許され、常に御用旗を掲げて威勢よく、他浦羨望の中心となれり」と言われている。
- (26) 山崎文書七一八(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。福岡市博物館山崎文書二三。
- (27) 山崎文書二一七(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (28) 「浦役所定・同奉行法則二」の宝暦六年(一七五六)六月一日に「伊崎之者共、近年不漁にて渡世致難儀候、然処近来彼辺にて致遊漁候輩、末々之者二八間々渡世同前二いたし候も有之と相聞へ候、末之者たり共、渡世同前二いたし、浦人之妨ニ相成不申様可有之事二候、遊漁之儀ハ勝手次第第二候、此以後渡世向二いたし候儀ハ急度相止可申候」とある(『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』一七三頁)。
- (29) 山崎文書七一三(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (30) 『福岡県史 近世資料編 福岡藩浦方(一)』二四三頁。

漁場争論からみる近世・明治前期の博多湾内海漁業

- (31) 伊東尾四郎「福岡藩の船手」『筑紫史談』四五、筑紫史談会、一九二八年。
- (32) 丹羽邦男「近世における山野川海の所有・支配と明治の変革」(『日本の社会史 第2巻 境界領域と交通』)二〇六・二〇七頁。
- (33) 山崎文書七一一三(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (34) 山崎文書七一一(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (35) 山崎文書七一一三六(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (36) 山崎文書七一一八(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (37) 山崎文書七一一八(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (38) 山崎文書七一一七(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (39) 山崎文書七一一二(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (40) 山崎文書七一一七(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (41) たとえば、明治一二年二月の福岡区外鍛冶町外五町戸長から福岡区区长への伺(山崎文書七一一七)のなかに「海面漁業ノ議ニ付本縣明治十一年十二月廿日付御達之旨モ有之從來慣習ニ拠リハ地方八町以内ハ浦々毎年受持ト相立候」とあり、従來の慣習や、慣行に沿つて漁場の権利が認められることがわかる。
- (42) 宮崎克則編『古地図の中の福岡・博多』海鳥社、二〇〇五年。
- (43) 山崎文書七一一七(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (44) 山崎文書七一一六(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。
- (45) たとえば、明治一四年二月の箱崎浦漁人惣代から糟屋郡宗像郡々長宛の「漁事之儀ニ付願」に対する同郡長の回答に「書面長繩ト釣漁トハ税則ニ指異アリト雖トモ、其生質ニ於テハ釣漁ノ部分ニ有之旨、其筋取調回答有之候ニ付、願意難採用候事」とあるところから、長繩漁はその性質からは釣漁に分類されるとしている。
- (46) 山崎文書七一一九(九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。

## 史料紹介

# 竹田文庫伝来加藤嘉明宛書状

福 田 千 鶴

### はじめに

本稿では、福岡県立図書館委託竹田文庫に伝来する加藤嘉明宛書状を紹介する。竹田文庫は、福岡藩の藩儒竹田家に伝来した文書群である。一九七二年に福岡県立図書館の前身である福岡県文化会館が調査整理された『竹田文庫目録（稿）』により概要を把握でき、総点数は四〇六〇点となっている<sup>(1)</sup>。そのなかに、「加藤左馬助宛」として分類された書状・墨蹟三十六点が含まれている（通番号三九〇二～三九三七号）。これは豊臣大名として知られる加藤嘉明に宛てて発給された書状の一群ということになるが、そのうち加藤嘉明宛文書は二十六点である。宛所は「加藤左馬助」もしくはその略称が用いられる。形態は縦紙、内容は贈答、来訪予定の確認やそれへの返礼等であり、注目すべき情報を記すものは少ないが、慶長・元和・寛永期における大名相互の日常的な交流が広範囲に及んでいることがわかる点で興味深い。

なお、嘉明宛書状以外で初期の書状とみられる三点については、嘉明との関係は不明ながら翻刻・紹介することにした。屏風等の裏打ち紙として使用され、剥がされた形跡のある茶色に変色した書状や覚書の類は、明らかに加

藤嘉明とは関係ないと判断されたので本稿では除外した。

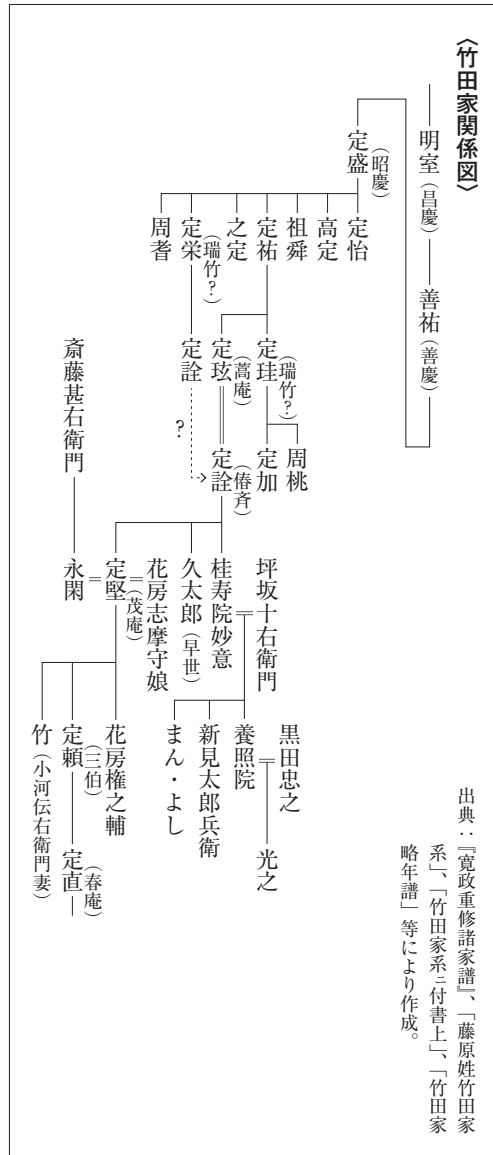
## 一、竹田家の略歴

本節では、加藤嘉明宛書状が竹田家文庫に伝来する理由について考察するため、竹田家について解説する。

竹田家は京都の出身で、室町幕府三代將軍足利義満の侍医として仕えた竹田法印昌慶（明室）の子孫にあたる。昌慶は暦応元年（一三三八）の生まれで、応安二年（一三六九）に明に渡り、金翁道士から医学を学び、その娘を妻とし、明の太祖洪武帝の皇后の難産を助けた功により安国公に叙された。永和四年（一三七八）に妻子を残して帰国し、牛黄円を後光厳上皇や足利義満に献じた。康暦二年（一三八〇）に法印に叙せられ、同年五月二十五日に四十三歳で没したとされる。<sup>2)</sup>ただし、当竹田家に伝来する「藤原姓竹田家系」（資料番号二〇七〇）によれば、昌慶の没年は応永二十一年（一四一四）、享年を七十九と伝える。そこから逆算すると、建武三年（一三三六）の生まれとなる。

『寛政重修諸家譜』巻七四一では、竹田家の嫡流は明室（昌慶）―善祐（善慶）―定盛（昭慶）―定祐―定珪―定加と続く。「竹田家略譜」（『竹田文庫仮目録』所収）では、当竹田家の始祖を定盛の六男定栄とし、定珪―定詮―定堅と続く。三代定詮は「実は備中新見庄の守護新見茂人の子亀福丸」であり、「母が定珪（蒿庵）の姪」という関係から定珪の養子になったとしている。また、初代定栄を「瑞竹軒法印」としているが、『寛政重修諸家譜』では定栄の兄定珪を「瑞竹」とする。一方、「藤原姓竹田家系」では定栄を「瑞竹軒法印」とするものの、定詮は定栄の実子で、定珪の養子になったとして、新見氏との関係を伝えていない。つまり、三代定詮が新見亀福丸なのか、定栄の実子なのか、また瑞竹は誰なのか等に諸説あるが、当竹田家が定珪（蒿庵）―定詮（椿斎）―定堅（茂庵）と続く

〔竹田家関係図〕



出典：『寛政重修諸家譜』、「藤原姓竹田家系」、「竹田家系二付書上」、「竹田家略年譜」等により作成。

点は同じである。いずれにせよ、当竹田家が、中世以来、京都で医業を営んできた竹田家の系譜をひく家柄であることは動かない。

定詮には一女二男があり、長女は坪坂十右衛門の妻となった。十右衛門は加賀に居住し、本願寺門跡の代官として一国を支配したという。その後、京都で浪人となった。十右衛門には二女一男が生まれた。長女は福岡藩二代黒田忠之の後妻となり、長男は新見太郎兵衛、次女は「おまん」または「およし」とされる。竹田文庫には、本願寺に関する文書二十点が伝来し、加賀に関わる文書も含まれている。これらは、坪坂十右衛門の本願寺加賀代官としての履歴を裏付けるものであろう。また、新見家の中世文書五十二点も伝来している。これは十右衛門長男太郎兵

衛が新見家を継いだことによるものと考えられる。<sup>(3)</sup>その新見太郎兵衛は、加藤嘉明に仕えたのち、姉の縁故で福岡藩に仕えることになり、寛永十五年（一六三八）の島原・天草一揆で戦死し、新見家は断絶した。

なお、竹田家では定詮の長男久太郎が早世したため、次男定堅（茂庵）が家督を継いだ。その後、定頼（三伯）→定直（春庵）と続き、定直が延宝五年（一六七七）頃に福岡に下り、儒者として福岡三代黒田光之に仕えた。定直から四代目の定良は、藩校修猷館の学頭としてその設立に寄与したことで知られる。

## 二、加藤嘉明の居所と行動

書状は基本的に無年号文書であり、本稿で紹介する書状群もその例に漏れない。そこで本節では、書状分析に必要な加藤嘉明の居所と行動について、現段階で判明する限りでの検討を加える。

加藤嘉明<sup>(4)</sup>は、永祿六年（一五六三）元旦に三河国幡豆郡長良郷（異説、岩根郷）に出生した。通称は孫六。諱は初め房次、文祿（一五九二）一五九六）頃に茂勝、慶長十二年から十三年にかけて吉明を用いた。嘉明への改名時期は大坂の陣が始まる慶長十九年十月頃とされている。<sup>(5)</sup>以下、嘉明で統一する。

嘉明は初め羽柴秀勝に仕え、天正三年（一五七五）に知行三百石を得た。天正四年以降に豊臣秀吉に仕え、同一年の賤ヶ岳合戦では七本鎗の一人として活躍し、同年八月一日に近江・山城・河内・播磨の四か国の内で三千石を与えられた。天正十四年十一月二日に淡路国三原郡・津名郡内に一万五千石を、文祿三年（一五九四）には淡路国内に千七百石を加増され、文祿四年に伊予松前六万二千石となる。慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦では徳川方に加担し、その功により二十万石に加増され、慶長八年より伊予松山に築城を開始した。寛永四年（一六二七）正月に陸奥会津六十万石を領した蒲生忠郷が病死し、蒲生家は無嗣断絶となったため、嘉明が二十万石を加増され





二十一日に没した。享年七十。天和二年（一六八二）に明友が近江水口二万石に移され、子の明英が一時下野壬生二万五千石に移されるが、明英の死後、正徳二年（一七二二）に家督を継いだ嘉矩が近江水口二万五千石に移され、以後は水口加藤家として続き、幕末を迎えた。<sup>(6)</sup>

なお、加藤嘉明と竹田家との間に、なんらかの關係があったことはうかがえない。そこで既述のように、竹田定詮の長女が坪坂十右衛門に嫁ぎ、その長男新見太郎兵衛が黒田家に仕える前に加藤嘉明に仕えていたため、本文書群が太郎兵衛の死後に新見家文書とともに竹田家に伝来した可能性が高い。ただし、加藤家の分限帳において、新見太郎兵衛の名を確認できない。<sup>(7)</sup>本文書群に寛永期のもものと推定される書状が伝来していることから、嘉明の晩年まで仕えていたとみなされるため、別名で仕えていたのかもしれないが、なぜ嘉明宛の書状を新見太郎兵衛が所持したのかなど、伝来の経緯については詳細を明らかにしえない。

ところで、加藤嘉明の行動であまり知られていない側面に、二代將軍徳川秀忠の咄衆（伽衆）を務めたことがある。秀忠の側仕えが記した『元和寛永小説』<sup>(8)</sup>によれば、秀忠は六ツ半時（七時頃）に鬢を整え、五ツ時（八時頃）に朝食をとって「奥」に入り、五ツ半時（九時頃）になると、出勤して帳付をした年寄や奉公人を召して会い、それから「表」に出て年寄（酒井忠世・本多正純・土井利勝・安藤重信）を招集して「御用」を命じた。その後、「表」で「御咄」となった。その相手をするのが咄衆で、人数は二〜三十人がいた。頭は丹羽長重と立花宗茂の二人であり、隔番で登城した。他には、寺沢広高・加藤嘉明・日野唯心（輝資）・朽木卜斎（基綱）等がおり、いずれも隔番で登城した。一時ばかりを費やし、その後、四人の年寄及び「惣召衆」として永井直勝・阿部正次・高力忠房・松平正綱・板倉重昌・秋元泰朝・米津田政・島田利正・伊丹康勝を招集し、その時、「国大名」（国持大名）からの進物を永井直勝が披露し、菓子が振る舞われたという。その間に花鳥に出て、銘々に言葉掛けをしていると八つ（十四時頃）に及ぶので昼食をとり、六時（十八時）までは皆が休息をとるために「表」には出なかった。六つ時にな

ると「表」に出て、水野忠元・井上正就・板倉重宗・永井尚政が出仕し、「軽き衆」からの進物の披露があり、その後、鷹匠と「鷹咄」に及び、さらに「御咄衆」（真田隠岐守信昌、梶伝右衛門、久世三四郎広宣、坂部三十郎広勝、近藤石見秀用、横田甚右衛門尹松）を召して夕食の相伴をさせ、その後、阿部正次・今大路道三・林永喜・田村安栖を召して「御咄」があり、四つ時（二十二時頃）に夜詰となったと説明する。なお、この「表」とは、右のような内容から、江戸城表・奥・大奥と分けた際の奥にある將軍御座の間付近と考えられる。

また、『本光国師日記』元和三年（一六一七）正月五日の条によれば、秀忠の「御放衆<sup>（咄）</sup>」が定められ、丹羽長重・佐久間安次・細川興元・立花宗茂・猪子一時・三好一任・本田（堀田）一継・能瀬頼次の八人は四人宛一日替えとなり、日野唯心・山名禪高・一斎・朽河等は「番手」に定めると気詰りなので、「節々」に出仕するように定められたとある。

『御当家人年録』によれば、元和二年に徳川家康が没したことにより、駿府から諸士が江戸に移り住んだ。特に、豊臣秀吉に仕え、のちに駿府に伺候した者の宅地が安西にあったため、これを「安西衆」と呼んでいた。その中から少々と元から江戸に伺候していた者を選び、「御咄衆」を定めたと説明する。その構成は、「毎昼御前」に召されて咄をするのは、丹羽長重・立花宗茂・細川興元・三好一任・堀田一継・佐久間安次・佐久間勝之・堀直寄・戸川達安・九鬼守隆・脇坂安元・毛利高政・市橋長勝・谷衛友・青木一重・蒔田広定・平野長泰・能勢頼次・宮城豊盛、この他に日野唯心・山名禪高・朽木卜斎・佐久間不干（正勝）・延寿院（曲直瀬玄朔）・前羽半入等がこれに加わった。また、毎夜、咄に出るのは、渡辺守茂・松平康安・近藤秀用・真田信昌・横田尹松・初鹿野昌久・久世広宣・坂部広勝・医師玄鑑（今大路親清）・安栖・儒者林永喜等と詳しく人名を載せている。

『本光国師日記』『御当家人年録』のいずれにも加藤嘉明は入っていないが、桑田忠親が紹介した「近代雑記 坤」によれば、勤仕する時間は昼・夜に二分されており、以下のような構成であったとい<sup>（9）</sup>う。

昼 加藤左馬助、立花飛驒守、佐久間大善允、佐久間備前守、前場半入、谷出羽守、平野遠江守、堀田若狭守、

丹羽五郎左衛門、脇坂淡路守、日野唯心、猪子内匠、三好因幡守

夜 近藤石見守、坂部三十郎、久世三四郎、初鹿野伝右衛門、真田隱岐守、横田甚右衛門、永喜、(林)安聲(田守)

ここでは昼の部の筆頭に、加藤嘉明の名が挙げられている。その他はこれまでの人名と重複する。そのうち、前場半入が元和六年（一六二〇）没、近藤石見守・坂部三十郎がともに元和八年（一六二二）没であることからすれば、嘉明は元和三年から同六年の間に秀忠咄衆に加えられた可能性が高い。

なお、嘉明の居所と行動は、不明な点が多い。おそらく、元和前期に秀忠咄衆に加えられ、寛永四年（一六二七）に会津を拝領するまで、嘉明は秀忠咄衆として江戸に詰めるか、秀忠に供奉して上洛したあと、一時帰国して江戸に戻るといふ行動により、居所の変化を知る情報が少ないものと考えられる。また逆に、江戸在府中の大名間の交流を示す本書状群は、嘉明が秀忠咄衆として江戸詰をしていた際に発給されたものと考えられる。豊臣秀吉に仕えて大名化した加藤嘉明が、徳川政権のもとで寛永四年に陸奥会津四十万石を拝領した背景には、こうした秀忠咄衆として築いた信頼関係および人脈を位置づけておく必要がある。

なお、書状は年次を特定できる情報に欠けるため、本稿で翻刻・紹介するにあたっては十分な年次比定をなしえなかった。今後の利用のなかで検討していただければ幸いである。

### 【史料翻刻】

#### 凡例

一、表題には年月日・発給者を掲げ、丸カッコ内に竹田文庫研究会編『竹田文庫仮目録』（二〇〇六年）における通

番号を「通」、資料番号を「資」として記し、形態および寸法（縦×横、単位はcm）を載せた。

一、資料の掲載は、推定年次に基づく編年順とし、年次推定に幅のある場合は下限の順とし、寛永七年を下限とするものは通番号順とした。なお、本史料翻刻における順番に基づき、掲載番号を新たに付与した。

一、各史料は、翻刻文に続き、【人物】【年次】を載せ、巻末に書判の写真を掲げた。

一、翻字には、常用文字を用い、適宜、句読点等を補った。欠字は一字分を空白とし、改行箇所には／を挿入した。

一、史料は料紙の左右の一部を欠損したものが多く、その場合は「欠損」と表記した。なお、欠損の文字数が推定できる場合には、■を挿入した。

一、判読不能・難読の文字には、□を挿入した。

一、史料翻刻・人物比定・年次推定の作業は、九州大学人文科学府における近世史演習の成果の一部である。川邊あさひ（修士課程一年）・越坂裕太（同）が担当した。

### 【包紙】

「古 9

加藤家の書類 目録アリ」

1、二月十六日付浅野長則書状（通三九〇二 資二五七三） 縦紙（三三・五×五一・五）

以上、

御礼拝見奉存候、然者来／廿五日之晚御出被成儀過分至極／奉存候、自是可申上処ニ御慇懃／之至、却而致迷惑

候、猶期貴面／之節候、恐惶謹言、

二月十六日

長則（書判）

〔端裏〕

浅野采女

（墨引き）

加左馬助様

貴報

長則

〔人物〕

浅野采女長則

天正十六年（一五八八）～寛永九年（一六三二）九月三日

浅野長政の三男。諱は初め長則、のち長重。慶長五年（一六〇〇）正月より江戸で徳川秀忠の側に仕える。同六年、下野真岡二万石。同十六年、父の隠居領を継いで常陸真壁五万石。大坂の陣後、常陸笠間城を得て五万三千石。細川忠興より茶道を学ぶ。妻は松平家清の娘。官位は、慶長五年十月に従五位下采女正。

〔年次〕 慶長五年（一六〇〇）～元和五年（一六一八）頃

直重が秀忠の側仕えを開始してから、長重の名乗りが確認できる元和五年三月二十五日（浅野長重知行宛行状「大石文書」）から推定。

2、六月四日付前田利光書状（通三九二七、資二五六七） 縦紙（三七・〇×五二・五）

此中者無音所存之外候、／随而任到来鮎之鮓二桶／令進入之候、猶以面上／可得貴意候、恐惶謹言、

六月四日

利光（書判）

〔端裏〕

松筑前守

（墨引き）

加藤左馬助様

人□御□

利光

【人物】

松筑前守利光 前田利常 文祿二年（一五九三）～万治元年（一六五八）十月十二日

前田利家四男。諱は初め利光。慶長六（一六〇一）九月、兄利長の嗣子となる。慶長十年五月従四位下侍従・筑前守、松平名字を得て、六月に家督を継ぐ。徳川秀忠次女子々と婚姻。寛永六年（一六二九）に肥前守利常に改めた。寛永十六年（一六三九）に隠居したが、子の光高の急死により、孫綱紀の後見となった。

【年次】 慶長十七年（一六二二）～元和八年（一六二二）頃

前田利光の諱から慶長十年（一六〇五）から寛永六年（一六二九）までの間。書判は、「花押3型」（慶長十七年閏十月～元和六年末）と判断される（金竜教英「前田利常の花押変遷と藩政」『富山史壇』九二、一九八六年）。

3、九月二十二日付黒田忠政書状（通三九〇九、資二五六九） 縦紙（三一・三×四六・〇）

一書致啓上候、廿四日大隅殿御出／付、御光儀候様ニ御申上候処ニ、／御先約ニ付、不能其儀候、／廿四日ハ、隅州よりも相延申、／廿五日之晩、貴公様義被成御／出候様との儀付、廿五日晩ニ／仕候、御隙ニ御座候ハ者、御光義／可忝候、恐惶謹言、

九月廿二日 忠政（書判）

〔端裏〕 松平右衛門佐

（墨引き） 左馬助様 人々御中 忠政

【人物】

大隅殿・隅州 小出三尹 天正十七年（一五八九）～寛永十九年（一六四二）

和泉陶器初代当主。生母は豊臣秀吉の生母なかの妹。父秀政は秀吉の重臣で、慶長九年（一六〇四）没。嫡子吉英が和泉岸和田五万石を継ぎ、それまで得ていた但馬出石六万石は孫の吉英が継いだ。三尹は和泉大鳥郡内で千石を領していた次兄秀家の養嗣子となり、秀吉の世子秀頼に仕えた。慶長八年養父の遺領を相続。翌九年甥吉英の領地のうち、和泉大鳥、河内錦部、摂津西成、但馬気多・美含五郡内において一万石を分与され、陶器を居所とした。加藤家・黒田家・小出家は、保科正直の娘三人が、黒田長政・加藤明成（嘉明嫡男）・小出吉英（秀政嫡孫）にそれぞれ嫁いでおり、三尹は吉英の叔父という関係にある。

#### 松平右衛門佐忠政

黒田忠之 慶長七年（一六〇二）〜承応三年（一六五四）二月十二日

黒田長政の嫡男。母は徳川家康養女栄（実は保科正直の娘）。慶長十七年十二月十八日に右衛門佐に任じられ、同十八年正月二十一日に江戸で秀忠から松平の称号と秀忠の偏諱（忠）を与えられ、従五位下に叙爵され、忠長を名乗った。その後、帰国し、慶長十九年、同二十年の大坂冬・夏の陣は福岡から上方に上り、その後、帰国。元和二年（一六一六）三月十七日に駿府着、病床の家康に対面後、帰国。元和三年は在福岡、同年十二月頃より在江戸、以後は元和九年に長政とともに上洛するまで在江戸。なお、忠之は秀忠三男忠長の諱を避けて、元和六年に忠政に改めたとされる（『新訂黒田家譜』一）。しかし、元和五年（一六一九）と推定される六月十七日付黒田忠政書状（『福岡県史』下―一九二）が確認されるため、元和六年改名説は検討を要する。元和九年閏八月四日に父長政の死去により遺領を継ぎ、諱を忠之と改めた。寛永三年（一六二六）八月十九日に従四位下侍従、正保四年（一六四七）三月二十八日に筑前守に改めた。

【年次】元和六年（一六二〇）、または元和八年

黒田忠之が松平右衛門佐忠政を名乗る元和五年頃から元和九年閏八月の間の発給。この間、忠之は在江戸。一方、加藤嘉明は、元和五年九月は在広島、元和七年九月は在松山のため、元和六年もしくは同八年の発給となる。

4、八月二十六日付本多忠刻書状（通三九二三、資二五八二） 豎紙（縦三一・五×横四六・三）

以上、

昨日者御見廻忝存候、／他行仕不掛御目御残／多存候、今晚式部殿へ／参申候、あれへ御出可被成候／間、以面可得御意候、恐惶謹言、

八月廿六日

忠刻（書判）

〔端裏〕

（墨引き） 加藤左馬様

本多〔破損〕

人々御中

〔人物〕

式部殿

加藤明成 天正二十年（一五九二）～万治四年（一六六一） 正月二十一日

加藤嘉明の長男。寛永二十年（一六四三）「多病にして国務にたへず」として領地返上を願ひ、会津四十万石は収公され、長男の明友が石見吉永一万石を領した。慶長八年（一六〇二）三月従五位下式部少輔、寛永十一年（一六三四）七月従四位下侍従。

本多忠刻

慶長元年（一五九六）～寛永三年（一六二六） 五月七日

伊勢桑名城主本多忠政の長男。本多忠勝の孫。母は松平信康の娘熊。元和二年（一六一六）秀忠の長女千と婚姻。翌三年忠政が播磨姫路に移封された際、姫路城の部屋住みながら十万石を与えられた。官位は、慶長十六年に従五位下中務大輔。元和九年より病状が伝えられる。



【年次】慶長十六年（一六一二）～元和九年（一六二三）

忠刻の叙爵から病状に至るまでの間。

5、正月十八日付加藤貞泰書状（通三九〇四、資二五八九） 豎紙（三二・五×四四・〇）

返々 五日六日七「 破損 「中、遠但馬／次第以参可申上候 以上、

御振舞之義ニ付、被入御念度々貴札／一入奉忝存候、来五日・六日・七日も約束無／御座候之間、遠但州次第可致  
参上候、四日も／晩二ハ隙入無御座候条、最前其通申上候義、自然誰ニ而も被参候者、四日ニ成共同公／可仕候、  
猶追而可得御意候、恐惶謹言、

正月十八日 貞泰（書判）

「端裏」 加藤左近大夫

（墨引き） 左馬助□ 尊報 貞泰「

【人物】

遠但州 遠藤但馬守慶隆 天文十九年（一五五〇）～寛永九年（一六三二）三月二十一日

美濃出身。斎藤龍興、織田信長・信孝、後に豊臣秀吉に属す。関ヶ原合戦では徳川方に付き、美濃郡上八幡城二  
万七千石。この後、美濃加納城、近江彦根城、江戸城、駿府城、名古屋城の普請に従事。大坂の陣参戦。寛永三  
年の上洛にも供奉。寛永九年正月の秀忠死去に伴い剃髪、且齋と称する。官位は、慶長九年（一六〇四）従五位  
下但馬守。

加藤左近大夫貞泰 天正八年（一五八〇）～元和九年（一六二三）五月二十二日

父・光泰の死後、美濃黒野四万石。関ヶ原合戦では家康に従い、慶長十五年（一六一〇）に伯耆米子六万石。元和三年に伊予大洲六万石。左衛門尉・左近大夫・従五位下（叙任日不明）。

【年次】慶長十六年（一六一一）～元和九年（一六二三）

加藤貞泰の左衛門尉の名乗りが確認できる慶長十六年から、その死去まで。

## 6、二月二十六日付牧野忠成書状（通三九一四、資二五八二） 竪紙（縦三二・五×横四七・八）

以上、

一書令啓上候、松石見殿御知／行御拝領之由被仰越、嘸々／御満足奉察候、拙者式迄／大慶無申斗候、何れも明日／之時分、致伺公可得貴意候、／恐惶謹言、

二月廿六日

忠成（書判）

「端裏」

牧駿河守

（墨引き）

「破損」

「」

【人物】

松石見殿 松下石見守重綱 天正七年（一五七九）～寛永四年（一六二七）十月二日

加藤嘉明の婿（長女の夫）。松下之綱の二男。慶長三年（一五九八）、遠江久野城一万六千石。その後、①慶長八年（一六〇三）正月十五日、常陸小張へ移封。『寛政重修諸家譜』卷四百十二では、無断で石垣を築いたためである。さらに、②『寛政重修諸家譜』では、元和二年（一六一六）三月に封地を下野国那須郡の内に移され、「加恩ありて二万八千石を領し烏山城に住す」とするが、『本光国師日記』元和九年三月十日条に、「江戸圭首座仲春廿

九日之状来、江戸珍敷事も無之候、松下石見殿へ御加増」とあり、加増は元和九年二月と判断される。③寛永四年（一六二七）三月、嘉明の会津移封にあわせて陸奥二本松城五万石となる。官位は天正十六年（一五八八）五月に従五位下右兵衛尉、慶長三年（一五九八）五月に石見守。

**忠成** 牧野忠成 天正九年（一五八一）〜承応三年（一六五四）十二月十六日

慶長十年、父の隠居後、上総大胡二万石。元和二年、越後長峰城五万石、元和四年越後長岡城六万二千石、元和六年、加増・新田高により七万四千石。福島正則の義兄弟にあたる（妹が正則の妻）ことから、元和五年の改易時には上使として江戸屋敷に下った。寛永七年（一六三〇）六月越後長岡に初入部。官位は、慶長十年（一六〇五）四月従五位下駿河守、元和五年（一六一九）右馬亮。

【年次】元和二年（一六一六）カ

書状内容から、懲罰的所替の①の可能性は低い。③とすれば、嘉明の会津移封の件に触れていないのは違和感があり、駿河守の官名から元和のものとは推定。

7、三月十一日付黒田長政書状（通三九〇六、資二五六八） 豎紙（三一・三×四六・〇）

已上、

一書申入候、然者今日／上様へ香炉すへ申候益并／松葉進上仕候処、御氣／色二入申候由大炊殿より被仰下候、／則今晚御礼二可致伺／候と存候、左候へハ、教寄之御礼ニも／重而参候之事くとく候間、次ニ／可申入と存候、貴様も御出可被成候哉、／但拙子斗先可参候哉、御報ニ／可被仰下候、恐惶謹言、

三月十一日

長政（書判）

〔端裏〕

黒筑前守

（墨引き） 加左馬助様 人々御中 長政

〔人物〕

黒筑前守長政 黒田長政 永禄十一年（一五六八）～元和九年（一六二三） 閏八月四日

慶長八年（一六〇三）三月、従四位下筑前守。黒田忠之の父。

上様 徳川秀忠 天正七年（一五七九）～寛永九年（一六三二） 正月二十四日

大炊殿 土井利勝 天正元年（一五七三）～正保元年（一六四四） 七月十日

慶長十年（一六〇五）四月、従五位下大炊介。大坂の陣後、六万五千二百石に加増。元和九年（一六二三）大炊

頭。寛永三年（一六二六）従四位下侍従。慶長十五年十二月から寛永九年の秀忠の死去直前まで秀忠付年寄。

〔年次〕 元和九年（一六二三）カ

黒田長政の書判から元和期。元和八年（一六二二）までは本多正純・安藤重信が黒田家の取次であり（『黒田家文書』二一五〇）、本書状では土井利勝が取次を担当しているので、元和九年の可能性が高い。

## 8、八月十五日付南部利直書状（通三九二三、資二五九〇） 竪紙（縦三四・九×横四九・五）

以上、

今日八幡参詣仕、唯今罷帰候、／明日天氣能御座候へハ御能／御座候由、志摩殿今申来候、其分ニ／御座候哉、貴様ニハ御出被成候哉、／昨日弥左衛門殿被申候通ニ候ハ、我等ハ／罷出間敷と存候、但罷出候ハて不叶／様子ニも今日御沙汰も候哉、承度候、／恐惶謹言、

八月十五日

利直（書判）

〔端裏〕

南部信濃守

（墨引き）加藤左馬助様 「欠損」

【人物】

志摩 寺沢広高 永禄六年（一五六三）→寛永十年（一六三三）四月十一日

豊臣秀吉に仕え朝鮮出兵などで活躍し、肥前唐津六万石。関ヶ原合戦後、加増され十二万石。元和九年（一六二二）三・寛永三年（一六二六）の上洛にも供奉。また、秀忠や家光の茶の相手も度々務めた。官位は、天正十七年（一五八九）に従五位下志摩守、寛永三年八月に従四位下。

弥左衛門殿（右为） 不明。秀忠・家光の側近か。

・石川弥左衛門貴成（家康の小姓→書院番）

・永井弥右衛門白元（書院番、寛永三年上洛に供奉）

・大藏弥右衛門虎清（狂言大藏流）

南部信濃守 南部利直 天正四年（一五七六）→寛永九年（一六三三）八月十八日

父は信直。慶長四年（一五九九）に家督相続。元和九年（一六二三）・寛永九年の上洛に供奉。官位は、文禄四年（一五九五）十二月に従五位下信濃守に叙爵、寛永三年（一六二六）八月従四位下。

【年次】元和九年（一六二三）カ。

八月十五日能開催の記事から、京都上洛中のことと推定。

9、(寛永元年) 正月六日付鳥居忠政書状(通三九二、資二五六六) 豎紙(三六・〇×五二・八)

猶々、致参上候儀□遅々仕候間、先以使札／致啓上候、何も面上□可得御意候、以上、

新春之御慶目出度申納候、仍而／旧冬早々参而可申儀御座候へとも、／手前何角取紛背本意令迷／惑候、随而是式如何候へ共、蠟燭五百挺四十日掛／銀子五十枚致進覽候、今度従／最上初而罷上候祝儀迄御座候、／恐惶謹言、

正月六日 忠政(書判)

〔端裏〕 鳥居左京亮

(墨引き) 加藤左馬助様 人々御中 忠政

〔人物〕

鳥居左京亮忠政 永祿九年(一五六六)～寛永五年(一六二八) 九月五日

慶長七年(一六〇二)に陸奥岩城平十万石。大坂の陣では江戸城留守居を務める。最上義俊の改易後、元和八年(一六二二)九月に出羽山形二十万石。寛永三年(一六二六)に二万石加増。官位は、天正十六年(一五八八)年四月に従五位下左京亮に叙爵、寛永三年八月に従四位下に叙された。

〔年次〕 寛永元年(一六二四)

最上氏改易後に鳥居忠政が最上に入部するのが元和八年(一六二二)。元和九年二月六日鳥居忠政宛伊達政宗書状(『仙台市史』二三五九)により忠政の最上在国が確認でき(「其元漸御有付候哉」、寛永元年(一六二四)四月五日に忠政の江戸在府が確認できる(『政景』)。よって、忠政が最上から初めて参府したのは元和九年末であり、本書状は年が明けた元和十年(二月三十日より寛永に改元)の発給と確定する。

10、十二月二十五日付阿部正次書状（通三九〇三、資二五八〇） 竪（縦三三・三×横四三・五）

内々従是御礼可申上／候処ニ尊書忝存候／明廿六日之晩、各々致／同道必參上仕可得御意候、／恐惶謹言、

極月廿五日

正次（書判）

阿部備中守

（墨引き）加藤左■助様

御報

正次

【人物】

阿部備中守正次 永祿十二年（二五六九）～正保四年（二六四七）十一月十四日

家康に近侍し、慶長五年（一六〇〇）に書院番頭。同十六年に大番頭となり、伏見城番を勤める。大坂の陣の戦功により、元和二年（一六一六）に奏者番となり、同三年上総大多喜城三万石、同五年相模小田原城五万石、同九年武蔵岩槻城五万五千石、寛永三年（一六二六）大坂城番となり八万六千石余。官位は、慶長五年十一月に従五位下備中守。

【年次】慶長五年（一六〇〇）～寛永二年（一六二五）

阿部正次の備中守任官から大坂城番に任命される寛永三年五月の前年まで。

11、三月十一日付堀尾忠晴書状（通三九一二、資二五八四） 竪紙（縦三七・〇×横五三・八）

以上、

一書令啓達候、仍昨日被成／御下着之由、殊長途之御／草臥推量申候、拙者も二三日／以前參越之儀ニ候、御目見

／申候ハ者、企參調、些日々可得／貴意候、恐惶謹言、

三月十一日

忠晴（書判）

〔端裏〕

堀尾「破損」

〔墨引き〕

加藤左馬様

人々御中

忠晴

〔人物〕

堀尾忠晴

慶長四年（一五九九）～寛永十年（一六三三）九月二十日

慶長九年に父忠氏の死去により、六歳で出雲富田二十四万石（のち松江城）を継ぐ。慶長十六年三月十一日に元服、諱を忠晴とし、従五位山城守に叙爵。同月二十日従四位下。同年、祖父吉晴が死去。妻は奥平家昌の娘。寛永三年（一六二六）八月侍従。忠晴の死後、堀尾家は無嗣断絶となった。

〔年次〕慶長十六年（一六一一）～寛永三年（一六二六）

堀尾忠晴の元服後、および文中に「下着」とあることから加藤嘉明の会津移封前。三月十日に加藤嘉明が下着したとあるのは注目される。

12、二月十一日付山内忠義書状（通三九三〇、資二五九四） 竪紙（三六・七×五一・〇）

以上、

貴札拜見忝存候、仍御手前／御材木之儀大形御極被成候由／御尤ニ存候、拙者手前も濟より／申候、随而先被懸御目候書付／御用之由被仰越候、則うつさせ懸／入仕候、何も期尊面之節候間／不能詳候、恐惶謹言、

二月十一日

忠義（書判）



〔端裏〕

松平〔破損〕

(墨引き) 加左馬様 貴報

〔破損〕

〔人物〕

松平忠義

山内忠義 文禄元年(一五九二)〜寛文四年(一六六四)十一月二十四日

幼名国松。伊右衛門。諱は初め康豊。文禄元年(一五九二)遠江掛川で出生。父は山内一豊の弟康豊、母は水野氏。一豊の養子となる。慶長十年(一六〇五)七月一日従五位下对馬守に叙任、同年十一月十三日襲封。妻は家康養女、実は久松松平定勝の娘。慶長十五年閏二月十八日に松平名字、従四位下土佐守に叙任。諱を忠義と改める。寛永三年(一六二六)八月侍従。

〔年次〕 慶長十六年(一六一二)〜寛永四年(一六二七)

山内忠義の名乗り開始から加藤嘉明の会津移封まで。

13、正月十二日付某書状(通三九〇五、資二五八七) 縦紙(三六・〇×五二・〇)

尚々「 破損 」 忝候、「 破損 」

乍御報具拜見仕候、何も申上候ノ日限御理之旨得其意奉存候、ノ左様ニ御座候者、二月二日之朝ノ御出被成可被下候、当月之儀者ノ菟角相延申候、若二月二日之朝ノ御隙入候者、同五日之朝晩之内御ノ来儀可忝候、何も以参上可得ノ御意候、恐惶謹言、

正月十二日 □□(書判)

〔端裏〕

(墨引き) 加左馬助様 人々御中 □□

【人物】

※『竹田家文庫仮目録』では、差出人を「長政」としている。書判から、黒田長政・浅野長政の可能性は低い。後考に待ちたい。

【年次】 天正十三年（一五八五）～寛永七年（一六三〇）  
加藤嘉明の左馬助の名乗り開始から、没年の前年まで。

14、四月二十八日付佐竹義宣書状（通三九〇七、資二五九二） 豎紙（三四・三×四七・七）

来六日之晩、於書院ニ御茶／進上可申由申候処ニ御出可被成之由／過分ニ存候、依之為御礼貴札／被下候、忝存候、併餘御慰懃成／御事ニ御座候、恐惶謹言、

卯月廿八日

義宣（書判）

「〔端裏）

佐竹右京大夫

義宣

（墨引き） 加藤左馬様 貴報人々御中 』

【人物】

佐竹右京大夫 佐竹義宣 元龜元年（一五七〇）～寛永十年（一六三三） 正月二十五日

義重の子。天正十七年（一五八九）家督相続。常陸水戸城五十四万五千八百石。関ヶ原の戦後、出羽久保田二十万五千八百石に減封。寛永五年（一六二八）八月の病以後、歩行困難となり乗輿を認められた。官位は、天正

十八年（一五九〇）十二月に従四位下侍従、右京大夫に叙任、寛永三年八月に従四位上中将。

【年次】天正十八年（一五九〇）→寛永七年（一六三〇）

佐竹義宣の右京大夫叙任から加藤嘉明の死去の前年まで。

15、十月二十六日付池田忠雄書状（通三九〇八、資二五八三） 豎紙（縦三六・〇×横五一・三）

今朝者御来駕殊更／緩々と御座候、忝存候、／先為御礼如此御座候、／恐惶謹言、

十月廿六日

忠雄（書判）

〔端裏〕

松平宮内少輔

忠雄

（墨引き）

加藤左馬助様

人々御中

」

〔人物〕

松平宮内少輔

池田忠雄

慶長七年（一六〇二）

→寛永九年（一六三二）四月三日

池田輝政の三男。母は徳川家康の長女督。慶長十三年に元服、従五位下宮内少輔に叙爵され、松平名字を許される。慶長十五年に淡路洲本六万石を与えられ、同二十年兄忠継の死去により備前岡山三十一万五千石を相続。元和二年（一六一六）正月従四位下侍従。寛永三年（一六二六）八月正四位下参議。諱は初め忠長、元和六年九月頃に秀忠三男忠長の諱を避けて忠雄に改名。

【年次】元和六年（一六二〇）→寛永七年（一六三〇）

池田忠雄への改名後から加藤嘉明の死去の前年まで。

16、十二月五日付本多忠政書状(通三九一〇、資二五七〇) 豎紙(縦三五・五×横五〇・〇)

今朝者被成御来儀、忝存候／以參御礼可申入候へ共、却而御／六ヶ敷御座候ハんと存、乍／自由無其儀候、将又先刻者／為御礼早々示預、拜見過分／至存候、猶期拜顔之節候、／恐惶謹言、

極月五日

忠政(書判)

〔端裏〕

□□美濃□

(墨引き) 加藤左馬助様 人々御中 忠政

〔人物〕

本多美濃守忠政 本多忠政 天正三年(一五七五) 寛永八年(一六三一) 八月十日

父は本多忠勝。慶長十五年十一月、遺領を継ぎ伊勢桑名十万石。大坂の陣後、播磨姫路十五万石を領し、元和四年から築城開始。官位は、慶長三年(一五九八) 四月に従五位下美濃守、寛永三年(一六二六) 八月従四位下侍従に叙任。

〔年次〕慶長三年(一五九八) 寛永七年(一六三〇)

本多忠政の美濃守任官から加藤嘉明・本多忠政が没する前年まで。

17、十二月七日付本多忠政書状(通三九一一、資二五七二) 豎紙(縦三一・五×横四六・〇)

以上、

一書致啓上候、先日之俣不得御ノ意、以書状も不申入、無音之様罷過候、ノ爰元明隙以参上、ゆるくとノ可得御意候、仍任到来鷹之ノ鷹ニ令進猷候、猶期後音ノ之時候間、不能祥候、恐惶謹言、

十二月七日

忠政(花押)

〔端裏〕

本多美濃守

〔墨引き〕 加藤左馬

欠損

〔忠政〕

〔人物〕

本多美濃守忠政

既出 天正三年(一五七五)ノ寛永八年(一六三一)九月六日

〔年次〕 慶長三年(一五九八)ノ寛永七年(一六三〇)

本多忠政の美濃守任官から加藤嘉明・本多忠政が没する前年まで。なお、16とは書判が異なっている。

18、二月二十三日榊原忠次書状(通三九一五、資二五七七) 縦紙(縦三四・七×横四八・〇)

以上、

貴札忝奉存候、如仰昨日者ノ御尋殊緩々と被成御座、ノ過分至極ニ候、御慰勲成ノ御礼還致迷惑候、何様ノ以参上可得御意候、恐惶ノ謹言、

二月廿三日

忠次(書判)

〔端裏〕

□□式部太輔

〔墨引き〕 加藤左馬助様

貴報

忠次

〔人物〕

式部太輔忠次

榊原忠次 慶長十年（一六〇五）～寛文五年（一六六五）三月二十九日

榊原康政の孫。遠江横須賀に生まれた。生母は家康の異父弟久松松平康元の娘。上野館林を継いだ叔父康勝が元和元年（一六一五）に没し、家康は榊原家の廃絶を憂慮して忠次を後継とし、同年十二月に上野館林十万石を相続。寛永二十年（一六四三）七月陸奥白河十四万石、慶安二年（一六四九）六月播磨国姫路十五万石へ移る。元和二年元旦従五位下式部大輔・松平名字を許され、寛永三年八月十九日従四位下、寛文三年三月十二日侍従。

〔年次〕 元和二年（一六一六）～寛永七年（一六三〇）

榊原忠次が式部大輔を称する元和二年以降、加藤嘉明が没する寛永八年の前年まで。

19、九月三日付加藤忠広書状（通三九一六、資二五七九） 竖紙（三四・三×五二・五）

猶々、被入「 欠損 「 / 存候、「 欠損 「、以上、

御懇勲之御札忝存候、今朝者／御腹中氣故不被成御出／御残多存候、併重而御隙／次第可申請候、式部少輔殿御出／緩々と得御意、別而致満足候、殊立花驛州迄御状之趣、唯今／従飛驒殿も被仰越候、重畳入御念候／通忝存候、何様面上之節可申／達候、恐惶謹言、

九月三日 忠広（書判）

〔端裏〕 「 欠損 「

（墨引き） 加藤左馬「 欠損 「

【人物】

式部少輔殿 加藤明成 既出 文祿元年（一五九二）～寛文元年（一六六一）

立花驒州 立花宗茂 永祿十年（一五六七）？～寛永十九年（一六四二）

高橋紹運の子で、戸次道雪の娘間千代の婿養子となる。天正十五年（一五八七）筑後柳川十三万二千石、侍従。関ヶ原では西軍方につき改易。慶長八年（一六〇三）に陸奥棚倉一万石、同十五年三万石に加増。この間、秀忠や江戸城警護などの「番方」の役を務めたとされる。元和三年（一六一七）正月に秀忠咄衆となり、同六年十一月に柳川十万九千石、同八年十二月に飛驒守。寛永十五年十月に公式に隠居を許されるまで、秀忠・家光の側に仕えた。

忠広 加藤忠広 慶長六年（一六〇二）～承応二年（一六五三）閏六月八日

加藤清正（肥後熊本五十四万石）の三男。慶長十六年に父の遺領を継ぎ、同十九年に秀忠養女琴（実は蒲生秀行娘）と婚礼。寛永九年（一六三二）六月に領国を没収され、出羽庄内の酒井忠勝に預けられ、一万石を与えられた。

【年次】元和九年（一六二三）～寛永七年（一六三〇）  
立花宗茂の飛驒守任官から加藤嘉明死去の前年まで。

20、二月二十八日付某書状（通三九一八、資二五七二） 豎紙（三三・八×四九・六）

以上、

貴札忝令拜見候、仍来八日之／朝御茶可被下候旨、過当至極、／最可致伺公候へ共、伊達遠江殿／此方へ申請候間、不能其儀候、何も／斯面上可得貴意候、恐惶謹言、

二月廿八日

□□(書判)

〔端裏〕

松平左□□夫

(墨引き) 加左馬様

貴報

□□

〔人物〕

伊達遠江殿

伊達秀宗 天正十九年(一五九二)〜万治元年(一六五八) 七月八日

伊達政宗の長男。慶長十四年(一六〇九)十九歳で徳川家康の命により、井伊直政の娘と結婚。同十九年十月大坂冬の陣に出陣し、同年十二月將軍秀忠から伊予守和島十万石を拝領。官位は、慶長元年四月に従五位下侍従、元和八年(一六二二)十二月に遠江守に改め、寛永三年(一六二六)八月に従四位下に叙された。

松平左□□夫 不詳。『竹田文庫仮目録』では「政義」と判断しているが、これに相当する人物の特定はできていない。

〔年次〕 元和九年(一六二三)〜寛永七年(一六三〇)

伊達秀宗が遠江守に任官する元和八年十二月以降、加藤嘉明が没する前年まで。

21、三月七日付立花宗茂書状(通三九一九、資二五八六) 縦紙(縦三三・八×横五二・二)

御礼之儀、堅申請■間、従是／不申入候処、御相違之貴札、致／迷惑候、今朝者緩々と御座候而／忝存候、猶以貴面可得御意候、恐惶／謹言、

三月七日

宗茂(書判)

〔端裏〕

立飛「欠損」



(墨引き) 加左馬助様 御報 宗茂

【人物】

立花宗茂 既出 永禄十年(一五六七)? 寛永十九年(一六四二) 十一月二十五日

【年次】 元和九年(一六二三) 寛永七年(一六三〇)

立花宗茂が飛騨守へ改称した元和九年(一六二三)から、加藤嘉明の死去する前年まで。その間の寛永元・三・六は、宗茂が在柳川のため除外。書判の形からは、寛永二年頃力(穴井綾香「立花鑑虎の実名と花押」『九州文化史研究所紀要』五二、二〇〇九年)。

22、四月十四日付山内忠義書状(通三九二〇、資三五九三) 竪紙(縦三六・二×横五〇・〇)

以上、

来十八日之晩被成御光儀候／為御礼貴札忝奉存候、併／御慇懃之至還而迷惑／仕候、弥無御失念、奉待候、／恐惶謹言、

卯月十四日 忠義(書判)

【端裏】

松土佐守

(墨引き) 加左馬様 貴報 忠義

【人物】

松土佐守忠義 山内忠義 既出 文禄元年(一五九二) 寛文四年(一六六四) 十一月二十四日

【年次】慶長十五年（一六一〇）～寛永七年（一六三〇）

山内忠義の名乗り開始から加藤嘉明死去の前年まで。

23、二月十日付永井尚政書状（通三九二二、資二五七八） 縦紙（縦三三・七×横四八・四）

以上、

貴札令拜見候、仍御庭之花／被成御上候、即致披露候処、／一段見事成椿之由被成／御意、御仕合残所無御座候、  
／猶面上二可申上候、恐惶／謹言、

二月十日

尚政（書判）

〔端裏〕

永井信濃守

（墨引き）毛利甲州「 欠損 』」

〔人物〕

永井信濃守尚政 天正十五年（一五八七）～寛文八年（一六六八）九月十一日

永井直勝の長男。慶長五年（一六〇〇）関ヶ原合戦に従軍し、同七年に秀忠の近習として千石を与えられた。同十年四月に従五位下信濃守。大坂の陣では家康軍に属し、小姓組番頭。元和五年（一六一九）に上総澗井戸一万石。同八年に老職となるが、同九年家光の將軍襲職後は西の丸老職。寛永三年（一六二六）に父の遺領を合わせ下総古河八万九千百石。同九年の秀忠死去後は、秀忠廟の普請を担当。翌年三月に老職を解任となり、山城淀十万石に転封となった。

毛利甲州 毛利秀元 天正七年（一五七九）～慶安三年（一六五〇）閏十月三日

毛利（穂井田）元清の子。毛利輝元の養子となり、天正十八年に元服、秀元と称す。慶長四年（一五九九）長門山口十八万石。関ヶ原合戦後、長門長府三万六千石。元和五年（一六一九）六月の福島正則改易時には、嘉明と共に広島城受取役を担当。寛永二年（一六二五）から家光伽衆。官位は天正八年に右京大夫、文祿元年（一五九二）十月に正四位上侍従、同四年七月正三位参議、甲斐守。

【年次】元和八年（一六二二）～寛永八年（一六三一）

永井尚政の老中就任から徳川秀忠が死去する寛永九年正月の前年まで。

24、三月二十九日付毛利秀元書状（通三九二四、資二五七七） 竪紙（縦三五・〇×横四八・〇）

御札拝見候、如仰昨日者於 殿中／少得御意候、仍南部山城殿 御／眼氣速御快氣御太慶之由／尤ニ存候、為御礼被仰越御慇懃／之儀共候、何様期面拝之節候、／恐惶謹言、

三月廿九日

秀元（書判）

「〔端裏）

「〔欠損）

（墨引き）

加左馬□様

御報

秀元」

【人物】

南部山城殿 南部重直 慶長十一年（一六〇六）～寛文四年（一六六四）九月十二日

加藤嘉明の娘婿（※）。南部利直の三男。寛永九年（一六三二）十月、父利直の死去により陸奥三戸（のち盛岡）十万石を継ぐ。官位は、元和四年（一六一八）十二月に従五位下山城守。

※嘉明の娘に、「母は守岡氏。南部山城守重直が室となり、のち離婚す（『寛政重修諸家譜』）」と記される女性が

いる。『明公秘録』(天保十年(一八三九)の跋文)で、「南部信濃守利直公奥様 明暦元未年(一六五五)正月十七日御逝去、御法名芳林院殿、御乱心ニテ御離別之由」と記される女性のことだろう。なお、婚礼や離縁の時期は不明。

秀元 毛利秀元 既出

【年次】元和五年(一六一九)〜寛永七年(一六三〇)  
南部重直の山城守任官から加藤嘉明死去の前年まで。

25、十二月二十日付徳川頼房書状(通三九二五、資二五八五) 豎紙(縦三四・三×横五一・五)

今度御祝言之儀目出度／存之旨、先刻以使申入候処、／御慇懃之御状被入御念之段、／結句令迷惑候、猶面上之御／可申述候、恐惶謹言、

十二月廿日

頼房(書判)

【端裏】

【欠損】

(墨引き) 加藤左馬助様 御報

頼房

【人物】

頼房 徳川頼房 慶長八年(一六〇三)〜寛文元年(一六六二)七月二十九日

常陸水戸初代。慶長八年八月十日、徳川家康の末子として伏見城に生まれる。幼名は鶴千代(一名鶴松)。母は正木頼忠の娘万。家康の別妻勝(太田棍、のち英勝院)の養子となる。慶長十年三歳のとき常陸下妻十萬石、同十四年十二月十二日水戸二十五萬石。元和八年(一六二二)三萬石を加増され二十八萬石。慶長十六年に元服、従

四下右少将。元和六年八月二十一日正四位下右少将。寛永三年（一六二六）八月十九日従三位権中納言。寛永四年正月七日正三位。

【年次】元和二年（一六一七）から寛永七年（一六三〇）

徳川家康が死去して徳川頼房が江戸に移る元和二年以降、加藤嘉明が死去する前年まで。なお、嘉明が松山にいる元和七年、会津にいる寛永五年・同七年は除外される。

26、十二月十九日付山内忠義書状（通三九二九、資二五九二） 豎紙（縦三六・七×横五一・七）

以上、

御札拝見忝存候、如御意／昨夜被参上仕、得御意本／懐至極候、御慇懃二示被下／段、還而迷惑仕候、何も期面／拝奉候、恐惶謹言、

極月十九日 忠義（書判）

〔端裏〕 松平土〔破損〕

（墨引き） 加左馬様 御報 忠義

【人物】

松平土佐守忠義 山内忠義 既出 文禄元年（一五九二）～寛文四年（一六六四）十一月二十四日

【年次】慶長十五年（一六一〇）～寛永七年（一六三〇）

山内忠義の土佐守任官から加藤嘉明死去の前年まで。

27、二月二十八日付某利政書状（通三九三一、資二五八八） 豎紙（縦三五・五×横四九・八）

尚以被寄思「破損」／様子付而不「破損」何様／以貴面御礼可申上候、以上、

貴札拜見忝存候、然者／来八日之朝御茶可被下之由、／過当至極奉存候、尤致祇候／可申上候へ共、八日之朝加々爪民部殿／可申請通、兼約仕候条被成御／免可被下候、重而御次之節被召寄候者、／可忝候、猶以參御礼可申上候、恐惶／謹言、

二月廿八日 □□（書判）

「端裏」

松平右「破損」

（墨引き）加左馬様 貴報 利□□

【人物】

加々爪民部 加々爪忠澄 天正十四年（一五八六）～寛永十八年（一六四一）正月三十日

父は加々爪政尚。慶長四年（一五九九）秀忠の面前で元服。諱一字を与えられ忠澄と名乗る。大坂の陣では使番を勤める。寛永五年（一六二八）正月目付、同八年九月町奉行、同十七年正月大目付など幕府の重職を歴任。寛永二年七月武蔵・相模・下総で四千五百石、同十年四千石加増。寛永十八年正月晦日、京橋桶町から出火した大火災の消火に出動中に没した。官位は、元和元年十二月に従五位下民部少輔。

【年次】 元和二年（一六一六）～寛永八年（一六三一）

加々爪忠澄の民部少輔任官の翌年から加藤嘉明の死去年まで。

28、六月十六日古田重然披露状（通三九二八、資二五七四）折紙（縦三一・四×横四八・〇）

以上、

御書拜見仕候、／仍明後日十八日之／昼、可被成入御之旨／忝奉存候、尤致／伺公御礼可申上候へ共、／明日大津へ罷越候間、／其儀無御座候、明／後日者午之刻に／奉待候、委細宮法老へ／申入候、此等之旨御披露／所仰候、恐惶謹言、

古田織部

六月十六日

重然（書判）

下宮法老

（異筆）「古田織歩」

【人物】

宮法・下宮法老

下宮頼芸 天文十六年（一五四七）～元和二年（一六一六）九月一日

西本願寺坊官宮内卿家。天正十九年（一五九二）法橋、文祿三年（一五九四）法眼、慶長十二年（一六〇七）八月十九日に法印に叙される（『地下家伝』五）。

古田織部

古田重然 天文十三年（一五四四）～慶長二十年（一六一五）六月十一日

通称左介。諱は初め景安。織部流茶道の開祖。織田信長の美濃侵攻時に父重定とともに参戦、また山城・摂津の代官を勤めた。慶長二十年六月十一日、豊臣方に内通し謀反を企てた罪に問われ、伏見の自邸で切腹。天正十三年（一五八五）従五位下織部正、天正十六頃に諱を重然と改めた。

【年次】 天正十六年（二五八八）～慶長十九年（二六一四）

古田織部の叙任及び生没年による。なお、本書状と加藤嘉明の関係は不詳。

29、六月二十一日付某書状（通三九三四、資二五七六） 竪紙（三二・七×四八・五）

先日御約束申上候歌書／染黒筆致進上候、中々／応御意申ましく候へとも、／依背義愈不存憚候、／御在京中御慰と奉存／はやきを本と不取散／右之通御座候、猶期後音／之時候、恐惶不備、

林鐘念一（花押）

〔端裏〕

比良（羅カ）

（墨引き） 御手洗四兵衛様

□□□□

□□

□□

【人物】

御手洗四兵衛 御手洗定重 慶長九年（二六〇四）～寛文二年（二六六二）八月一日

榎下六左衛門憲清の二男。母は武田家の臣早川半兵衛の娘。御手洗正久の養子となる。元和七年（二六二二）七月に徳川秀忠に初目見え、慶安元年（二六四八）正月に目付、明暦二年（二六五六）十一月に佐渡奉行。相模国のうちにに五百石を増された。

【年次】 元和七年（二六二二）～寛文二年（二六六二）

本書状と加藤嘉明の関係は不詳。



|                      |  |
|----------------------|--|
| 元和10年<br>寛永元年 (1624) | 1月6日江戸(竹田9)、2月25日江戸(佐竹義宣邸で数寄、加藤嘉明・寺沢広高来訪『政景』)、3月13日江戸(嘉明邸にて数寄、佐竹義宣来訪『政景』)、4月2日江戸(『慈性』)         |
| 寛永2年 (1625)          | —  |
| 寛永3年 (1626)          | 8月19日京都(侍従に叙任『公伝』『政景』)、9月6日京都(「二条城行幸辻固」『事蹟』)、9月19日京都(『筑紫』)、9月20日京都(『慈性』)、11月19日～12月21日松山(『国師』) |
| 寛永4年 (1627)          | 2月10日江戸(会津移封『水口』)、4月4日江戸(『国師』)、5月4日会津着(「五月四日ニ入国之由申来」『国師』)、8月20日会津(『政景』)                        |
| 寛永5年 (1628)          | 3月21日江戸(『慈性』)、5月15日江戸(『慈性』)、8月3日江戸(『慈性』)、8月4日江戸(帰国の暇を得る『綜覧』)→会津                                |
| 寛永6年 (1629)          | 閏2月9日会津(家光抱瘡見舞いのため会津出発するも、帰国を命じられる『実紀』)、4月～9月会津(『国師』)  |
| 寛永7年 (1630)          | 4月15日江戸(西丸で秀忠が数寄、相客佐竹義隆・細川三斎・毛利秀元・加藤嘉明『政景』)  |
| 寛永8年 (1631)          | 2月30日会津(『国師』)、8月5日江戸着(『細川』10-447)、9月12日江戸にて死去(69歳)   |

## 【典拠】

『阿沼美』：『阿沼美神社文書』（東京大学史料編纂所、3071.83-24-4）

『猪野』：『猪野文書』（東京大学史料編纂所、3071.84-15-7-3）

『加藤』：『加藤家年譜』（伊豫史談会編『加藤嘉明公』）、1930年）

『寛政』：『新訂寛政重修諸家譜』773

『公伝』：『贈従三位加藤嘉明公傳』（伊豫史談会編『加藤嘉明公伝』、1930年）

『国師』：『新訂本光國師日記』

『慈性』：『史料纂集 慈性日記』

『草案』：『藩世界と公儀』（代表深谷克己、2005-7科学研究費補助金研究成果報告書）

『事蹟』：『加藤嘉明事蹟調査書』（東京大学史料編纂所、2044-104）

『実紀』：『新訂増補国史大系 徳川実紀』

『綜覧』：『史料綜覧』

竹田：本稿掲載史料（『竹田文庫』）

『筑紫』：筑紫文書（国立国会図書館 WA25-10）

『日件』：『史料纂集 慶長日件録』

『細川』：『大日本近世史料 細川家史料』

『政景』：『大日本古記録 梅津政景日記』

『水口』：『近江水口加藤文書』（東京大学史料編纂所、3071.61-7）

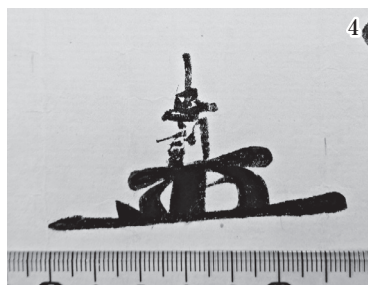
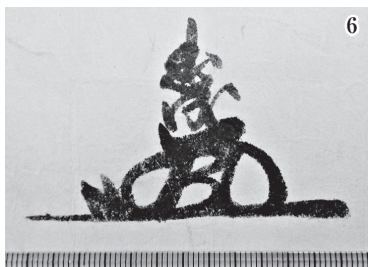
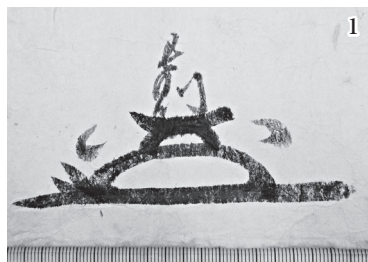
『涼源』：『涼源院殿御記』（国立公文書館、263-88）

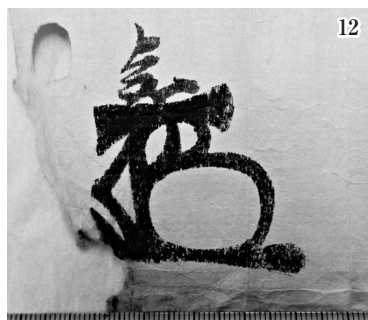
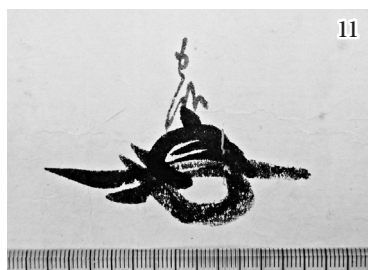
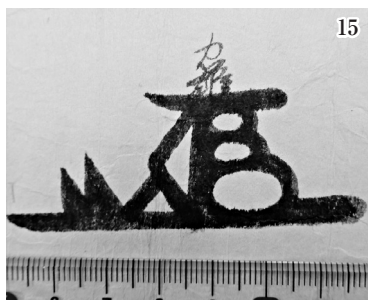
## 〔参考〕加藤嘉明の居所と行動（1600～1631）

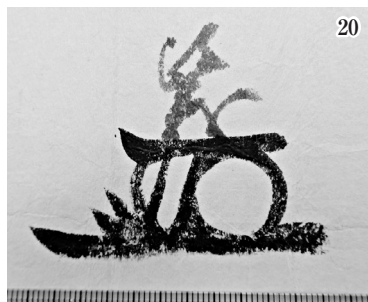
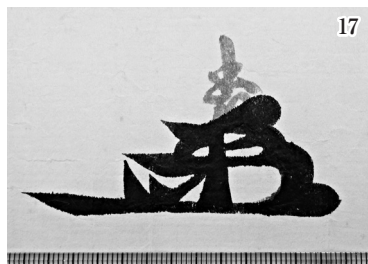
|             |  |
|-------------|--|
| 慶長5年（1600）  | 7月22日岐阜（『寛政』）、9月15日関ヶ原（『寛政』）、12月伊予（『公伝』）   |
| 慶長6年（1601）  | 3月8日松前（『公伝』）、5月21日松前（『公伝』）   |
| 慶長7年（1602）  | —  |
| 慶長8年（1603）  | 2月京都（家康將軍宣下に従う『寛政』）、3月25日京都（『水口』）、10月松山（松前より松山城へ移住『加藤』）  |
| 慶長9年（1604）  | 閏8月から12月松山（築城『公伝』）   |
| 慶長10年（1605） | 4月京都（秀忠將軍宣下に従う『寛政』）  |
| 慶長11年（1606） | 2月江戸城修築普請  |
| 慶長12年（1607） | 〔駿府築城〕10月4日駿府（徳川家康内書『水口』）  |
| 慶長13年（1608） | 4月松山（『猪野』）、〔丹波篠山普請〕、8月16日篠山（徳川秀忠内書『水口』）  |
| 慶長14年（1609） | 10月17日松山（『草案』106、107）、〔11月名古屋築城〕   |
| 慶長15年（1610） | 6月20日名古屋（徳川家康内書『水口』）、8月25日名古屋（『草案』130）、10月15日名古屋→京都着（『草案』178）                                  |
| 慶長16年（1611） | 〔3月京都二条城会見〕、10月21日江戸（「加藤左馬助、其外大名衆相伴」『日件』）  |
| 慶長17年（1612） | 12月江戸（「中国四国西国大名、於駿府越年」『当代』）  |
| 慶長18年（1613） | 1月3日駿府発→江戸（「三日に立駿府、江戸へ被下」『当代』）、11月18日江戸（嘉明邸に秀忠来訪、明成婚儀『年譜』）                                     |
| 慶長19年（1614） | 〔大坂冬の陣〕10月7日在江戸（「福島左衛門大夫・黒田筑前守・加藤左馬助是三人被残江戸」『当代』）  |
| 慶長20年（1615） | 〔大坂夏の陣〕5月大坂（『寛政』）  |
| 元和2年（1616）  | 〔4月21日駿府にて徳川家康没〕   |
| 元和3年（1617）  | 〔秀忠上洛〕7月11日～8月20日京都（『慈性』）、9月5日京都（『水口』）   |
| 元和4年（1618）  | —  |
| 元和5年（1619）  | 〔秀忠上洛〕5月京都（供奉『寛政』）、6月広島（広島城受け取り『政景』）、12月松山（『阿沼美』）  |
| 元和6年（1620）  | 7月18日江戸（『細川』8-30）  |
| 元和7年（1621）  | 8月頃江戸発（暇を得る『細川』8-51）、8月8日～20日京都（『涼源』『慈性』）→松山   |
| 元和8年（1622）  | 1月22日江戸嘉明邸焼失（『細川』9-81）、2月22日～28日京都（『涼源』）、3月16日江戸着（『政景』）、9月15日江戸（家光鎧着初『寛政』）、10月17日江戸（『細川』9-115） |
| 元和9年（1623）  | 1月11日江戸（江戸城本丸茶会『綜覧』）、3月11日江戸（竹田7）、閏8月23日京都（従四位下に叙される『水口』）、12月江戸（竹田9）                           |

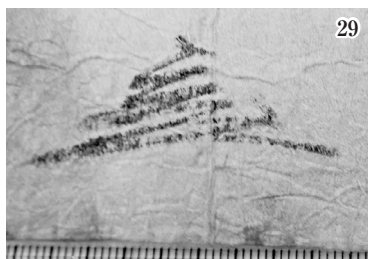
註

- (1) 本目録は、竹田文庫研究会によって『福岡県立図書館委託竹田文庫仮目録』(二〇〇六年)として整備され、資料番号とは別に通番号が付されている。なお、九州大学附属図書館にも竹田文庫が伝来する。
- (2) 長門谷洋治「竹田昌慶」『国史大辞典』九(吉川弘文館)。
- (3) 『新修福岡市史』資料編中世①市内所在文書に、福岡県立図書館竹田文庫資料として、新見文書・下間文書が翻刻・紹介されている。
- (4) 『安城ゆかりの大名 時代を駆け抜けた武将 加藤嘉明』(安城市歴史博物館、二〇一四年)。なお、加藤嘉明の伝記に關しては、『加藤嘉明公草稿』『加藤嘉明公譜』『嘉明神御伝』(以上、東京大学史料編纂所蔵)、伊予史談会編『加藤嘉明公』(一九三〇年)、『明公秘録 乾坤』(松山市史料集編集委員会編『松山市史料集』二、一九八七年)等があるが、『藩翰譜』や『寛政重修諸家譜』等の記事と大同小異であり、今後の悉皆的な文書調査によりその履歴を跡づける必要がある。
- (5) 寺島隆史「加藤嘉明・大友義統発給文書等について——上田藩土河合家伝来加藤文書を中心に——」(『信濃』六六一八、二〇一四年)。ただし、名古屋城普請に觸れた八月十八日付加藤図書宛書状では、書判に嘉明とある(東京大学史料編纂所蔵『加藤文書』二〇七一・五五―五)。写本なので誤写の可能性もあるが、なお検討の余地はある。また、名古屋城普請に關しては、藤井讓治「六月二十日付「其元普請」家康御内書の年代について」(『日本歴史』八二五、二〇一七年)参照。
- (6) 甲賀市教育委員会事務局歴史文化財課編『水口藩加藤家文書調査報告書』(二〇一〇年)。
- (7) 「加藤家臣伝(会津におけるもの)」(伊予史談会編『加藤嘉明公』、一九三〇年)、「加藤家分限帳(狩野文庫)」(会津若松史出版委員会『会津若松史』八、一九六七年)、「明公秘録 乾」(松山市史料集編集委員会編『松山市史料集』二、一九八七年)。
- (8) 越坂裕太「史料紹介 内閣文庫所蔵 昌平坂本『元和寛永小説』」(『鷹・鷹場・環境研究』二、二〇一八年)。
- (9) 桑田忠親『大名と御伽衆』(青磁社、一九四二年)。









〔謝辞〕

竹田文庫の所蔵者竹田準氏には、本史料の閲覧、史料翻刻の掲載を快くご許可いただきました。また、史料の閲覧に際しては、福岡県立図書館郷土資料課の職員の皆様にお世話いただきました。末尾となりましたが、心より御礼申し上げます。